

第5章

新たな取り組み等 (平成25年度当初予算)

長期計画に定める各施策の目標を達成するため、平成 25 年度当初予算では、以下の事業において新たな取り組み等の経費を計上し、積極的に推進していきます。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	公園維持管理事業
事業内容	フットサル場を含む豎川河川敷公園の管理運営を委託する。
事業費	958,732 千円（うち新たな取り組みの経費：51,767 千円）

事業名	CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業
事業内容	緑視率調査の箇所数を 100 地点から 300 地点に拡充するほか、フォトコンテストを実施する。
事業費	18,197 千円（うち新たな取り組みの経費：4,092 千円）

事業名	（仮称）江東区エコポイント制度事業
事業内容	区民及び区内中小事業者の対象行動（CO ₂ 削減行動等）に対し、区がポイントを付与するエコポイント制度を試行的に実施する。
事業費	744 千円

事業名	マイクロ水力発電設備設置調査事業
事業内容	区内の内部河川等を活用したマイクロ水力発電設備の設置可能性を調査する。
事業費	7,398千円

2 未来を担うこどもを育むまち

事業名	保育送迎ステーション調査事業
事業内容	保育送迎ステーションの整備検討のための調査を実施する。
事業費	8,425千円

事業名	研究協力校運営事業
事業内容	研究指定校以外の全小中学校で公開研究授業を実施する。
事業費	3,190千円（うち新たな取り組みの経費：600千円）

事業名	有明小学校増築事業
事業内容	児童数増加による教室不足解消のため、仮設校舎を増設する。(27年度竣工予定)
事業費	14,400千円

事業名	第一亀戸小学校増築事業
事業内容	児童数増加による教室不足解消のため、仮設校舎を増設する。(26年度竣工予定)
事業費	33,600千円

事業名	(仮称)第二有明小学校整備事業
事業内容	人口急増の有明地区に新たな小学校を整備する。(30年4月開校予定)
事業費	42,400千円

3 区民の力で築く元気に輝くまち

事業名	中小企業若者就労マッチング事業
事業内容	30歳未満の正規雇用されていない区民を対象とした一定期間の研修及び中小企業での就労実習に係る支援を40名から50名へ拡大する。
事業費	85,220千円

事業名	図書館管理運営事業
事業内容	リニューアルオープンする江東図書館で自動貸出返却システムなどIC機器を導入する。
事業費	857,752千円（うち新たな取り組みの経費：21,816千円）

事業名	スポーツ祭東京2013推進事業
事業内容	<p>スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会）本大会を開催する。</p> <p>江東区開催競技：水泳・セーリング・ライフル射撃（CP）・障害者スポーツ水泳</p>
事業費	709,720千円

事業名	観光推進事業
事業内容	〔観光案内業務委託〕 25年3月に開設する「亀戸梅屋敷」において観光案内を実施する。
事業費	18,732千円（うち新たな取り組みの経費：14,400千円）

事業名	（仮称）江東区観光協会運営補助事業
事業内容	区の観光振興と地域活性化を図るため、観光関連団体との連携を主眼に置いた全区的な観光推進組織の運営補助を行う。
事業費	32,794千円

4 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

事業名	地域包括支援センター運営事業 【介護保険会計】
事業内容	地域包括支援センターの機能強化のため、併設する在宅介護支援センターを統合し、各センターに専門職（保健師等）を1名増配置する。
事業費	352,640千円（うち新たな取り組みの経費：158,640千円）

事業名	身体障害者防災ベッド助成事業
事業内容	地震による住宅の倒壊から身を守るため、防災ベッドの設置費用を助成するとともに、事業効果の検証を行う。
事業費	2,702千円

事業名	高齢者防災ベッド助成事業
事業内容	地震による住宅の倒壊から身を守るため、防災ベッドの設置費用を助成するとともに、事業効果の検証を行う。
事業費	5,404千円

事業名	小規模多機能型居宅介護施設整備事業
事業内容	枝川三丁目に1か所（27年2月開設予定、定員25名）の小規模多機能型居宅介護施設を整備する。
事業費	72千円

事業名	認知症高齢者グループホーム整備事業
事業内容	東陽五丁目に1か所（25年11月開設予定、定員18名）及び枝川三丁目に1か所（27年2月開設予定、定員18名）の認知症高齢者グループホームを整備する。
事業費	79,200千円

事業名	特別養護老人ホーム等（（仮称）故郷の家・東京）整備事業
事業内容	塩浜一丁目に1か所（27年7月開設予定、定員98名）の特別養護老人ホーム等を整備する。
事業費	72千円

事業名	介護専用型ケアハウス整備事業
事業内容	大島七丁目に1か所（26年4月開設予定、定員32名）及び塩浜一丁目に1か所（27年7月開設予定、定員31名）の介護専用型ケアハウスを整備する。
事業費	38,977千円

事業名	都市型軽費老人ホーム整備事業
事業内容	大島七丁目に1か所（26年4月開設予定、定員20名）及び塩浜一丁目に1か所（27年7月開設予定、定員8名）の都市型軽費老人ホームを整備する。
事業費	25,500千円

事業名	ヘルプカード発行事業
事業内容	障害者に対し、災害時や緊急時に備え、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載された「ヘルプカード」を作成・配布する。
事業費	2,167千円

5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

事業名	放置自転車対策事業
事業内容	自転車の放置抑制を目的とし、放置自転車が多い地域に児童絵画を用いた放置禁止路面シートを設置する。
事業費	154,548千円（うち新たな取り組みの経費：2,940千円）

事業名	民間建築物耐震促進事業
事業内容	老朽建築物の除却を助成対象に追加する。
事業費	1,308,877千円（うち新たな取り組みの経費：5,000千円）

事業名	（仮称）江東区中央防災倉庫整備事業
事業内容	塩浜地区に（仮称）江東区中央防災倉庫を整備する。
事業費	19,593千円

事業名	防災船着場整備事業
事業内容	老朽化のため、高橋乗船場の改修を行う。
事業費	18,678千円

事業名	災害対策資機材整備事業
事業内容	〔給水体制の拡充・初期消火対応力の強化〕 小・中学校に受水槽直結給水管を配備し、避難所における給水体制を整備する。また、火災危険度の高い地域に街頭スタンドパイプセットを設置し、災害時等における初期消火対応力を強化する。
事業費	30,247千円（うち新たな取り組みの経費：24,849千円）

事業名	災害情報通信設備整備事業
事業内容	防災行政無線機等情報通信設備を整備する。
事業費	61,300千円

事業名	ヘリサイン設置事業
事業内容	小学校へのヘリサインの設置を5校から7校に拡大する。
事業費	5,160千円（うち新たな取り組みの経費：818千円）

計画の実現に向けて

事業名	徴収事業外 6 事業※
事業内容	【新たな収納方法の導入】 モバイルレジ収納等の導入及びクレジットカード収納等の導入準備を行い、特別区民税及び保険料等の収納機会の拡大を図る。
事業費	72,135千円

※賦課事業、賦課徴収事務（介護保険会計）、国民健康保険運営事業（国民健康保険会計）、徴収事業（後期高齢者医療会計）、私立保育所扶助事業、電子計算事務を含みます。

第6章

平成 24 年度行政評価

1. 行政評価システムの概要

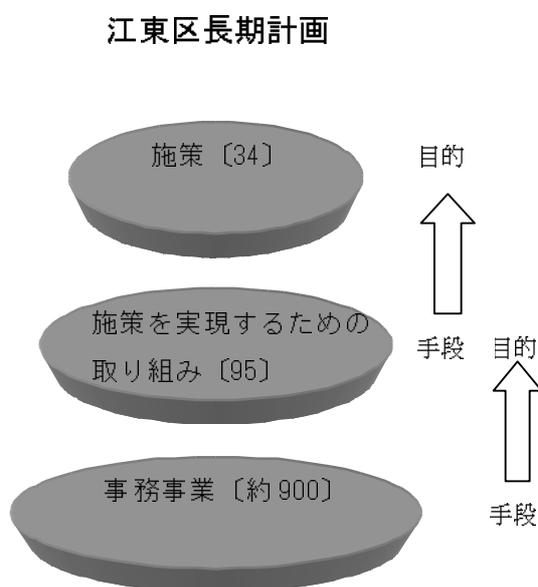
江東区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。

(1) 長期計画の施策の構成と行政評価システム

長期計画では、施策ごとに江東区をこのような「まち」にしたいという「施策が目指す江東区の姿」が設定されており、これを実現するための具体的な取り組み（「施策を実現するための取り組み」）がそれぞれ定められています。さらに、「施策を実現するための取り組み」を達成するためのより具体的な手段として、事務事業が位置づけられています。

また、各施策には「施策実現に関する指標」が設定されています。これは、施策の取り組みの成果をできるだけわかりやすく単純化、数値化した形で表したものであり、各施策の成果や進捗状況を区民にわかりやすく示すことを目的としているものです。

区では、主に「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等を評価する施策評価と、施策を実現させるための有効性・効率性等の観点から事務事業の見直しや取捨選択を行う事務事業評価の2つの評価から成る行政評価システムを活用し、長期計画の着実な推進を図っていきます。施策評価と事務事業評価の詳細については、(2)と(3)で説明します。



(2) 施策評価

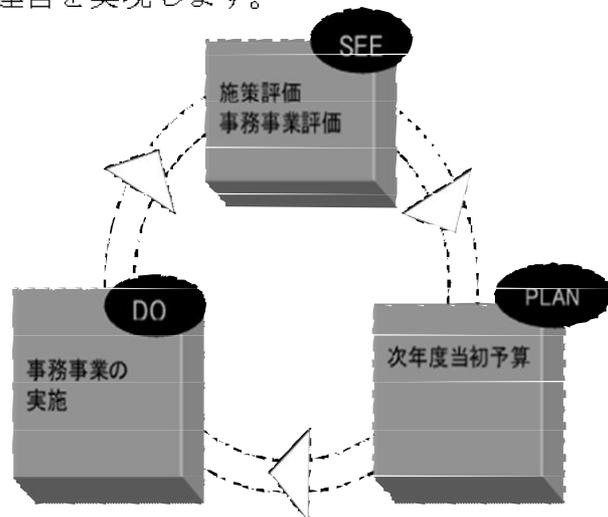
主として「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより、施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等について評価を行うものです。施策の主管部長による評価（一次評価）と、公募区民や学識経験者等から成る外部評価委員会による評価（外部評価）を踏まえ、最終評価（二次評価）を行います。なお、外部評価に関しては2年で全施策の評価を行うこととしており、平成24年度の外部評価委員会では、22年度に外部評価を実施した18施策を対象としました。

(3) 事務事業評価

全ての事務事業について、目的妥当性・有効性・効率性といった観点から評価を行うものです。「新規」、「レベルアップ」（成果を向上させるため内容の充実を図るもの）、「見直し」（コストの削減あるいは成果の減少を図るもの）、「維持」（金額の増減にかかわらず事業内容を維持するもの）及び「廃止」の改善方向を示します。

(4) 行政評価システムの活用

施策評価及び事務事業評価の結果は、可能な限り予算への反映を図ることとしており、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとすることで、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。



施策評価シートの見方

施策	施策名が記載されています。	施策の主管部長・関係部長が記載されています。
-----------	---------------	------------------------

1 施策が目指す江東区の姿
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 長期計画の各施策に定める「施策が目指す江東区の姿」が記載されています。 </div>

2 施策を実現するための取り組み
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 長期計画の各施策に定める「施策を実現するための取り組み」が記載されています。 </div>

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 施策に影響を及ぼす環境変化について記載されています。 </div>	

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 施策に関する区民要望・ニーズの変化について記載されています。 </div>	

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 国や都などが定めた方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業のうち、主なものについて記載しています。該当がない場合は、空欄となっています。 </div>	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 現状値及び目標値は、長期計画の各施策に定める「施策実現に関する指標」に記載されているものです。 </div>									

施策評価シートの見方

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	施策のコストが記載されています。				
事業費					
人件費					

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>施策に関する現在の取り組み状況や、施策の目標を達成する上での課題等についての施策の主管部長による評価が記載されています。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>施策の現状と課題を踏まえた、今後5年間の施策の取り組みの方向性についての施策の主管部長による評価が記載されています。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
施策の目標に対して、成果は上がっているか	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<ul style="list-style-type: none"> ●外部評価委員会による評価が記載されています。 ●24年度に外部評価委員会による評価が行われなかった施策については、「平成25年度外部評価対象施策(予定)」と記載されています。 	
その他(改善点等)	

8 二次評価《区の最終評価》	
<p>一次評価及び外部評価を踏まえた、区の最終評価が記載されています。</p>	

2. 施策評価

1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

①連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	生態系の調査を行い、生態系の分布を記載した冊子を作成し、区民への啓発を行います。また、エコロジカルネットワーク形成に必要な場所に、緑地を整備します。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、自然観察会の開催など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくりまします。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
現在、臨海部や大規模公園が整備されている地域は緑被率が高く、一方、北部市街地内の低層住宅等が密集している地域は緑被率が低い。また、臨海部でも未利用地の草地も含まれていることから、開発に伴う適切な緑地の確保が必要である。 ・河川や運河は水害対策としての護岸整備が基本であったが、近年は親水公園や散歩道などへの利用転換が進んでいる。 ・平成19年7月、今後20年間の「みどりと自然のまちづくり」のガイドラインとして「江東区みどりと自然の基本計画」を策定。 ・平成20年COP9(ボン)において都市部の生物多様性の取組と自治体の役割の重要性を決議、国連文書として採択。 ・平成20年生物多様性基本法制定 ・平成22年生物多様性保全活動促進法制定	・ヒートアイランド現象の低減のため、河川や運河は風の道として、公園の緑はクールスポットとしての役割を果たすことから、連続性のある水辺と緑の形成が重要になる。 ・人口増加によって区民一人当たりの公園面積が伸び悩む。 ・緑化の推進や普及事業の進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 ・『自然との共生』を基盤とした『持続可能な社会』の考え方が一般的な考え方として定着する。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・都市のヒートアイランド対策や地球の温暖化など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 ・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢化社会への対応が必要となっている。	・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 ・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 ・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
1	水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	78.2	77.7	81.6				85	水辺と 緑の課
2	区民1人当たり公園面積	m ²	8.88	8.82	8.73	8.89			10	水辺と 緑の課
3	水辺・潮風の散歩道整備状況	m	19,411 (20年度)	24,542	25,068				25,042	水辺と 緑の課
4	ポケットエコスペース設置数	か所	44	46	48				54	水辺と 緑の課
5	水と緑に関するボランティア数	人	646	715	763				—	水辺と 緑の課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	3,793,711千円	3,483,185千円	3,818,650千円	2,333,746千円
事業費	3,184,065千円	2,915,551千円	3,281,189千円	1,822,924千円
人件費	609,646千円	567,634千円	537,461千円	510,822千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆水辺・潮風の散歩道の整備については、目標値が達成されているが、沿線の土地利用形態などによりネットワークが欠落している箇所がある。◆施策実現に関する指標であるポケットエコスペース設置数、水と緑に関するボランティア数は順調に増加している。◆緑視率の向上による見える緑の豊かさを増やすためには、民有地・公有地双方の接道部の緑化を進め、ネットワーク化する必要がある、このため、区民が積極的に関わる事業展開が課題となる。◆旧中川・川の駅づくり事業については、民間事業者による東京初の水陸両用バスが運航される予定である（平成25年度）。継続的にぎわいづくりを創出するため、民間活用を進めていく。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆今後も地元の理解を得ながら、水辺・潮風の散歩道の整備を進め、水辺のネットワーク化を推進する。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりに触れ合う機会や場を数多く用意する。◆区民・事業者・区のそれぞれの役割を明確にし、協働しながら、区内全域の水辺と緑を育てていく。◆エコロジカルネットワーク形成の方針を立て、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。次世代を担う児童の環境学習の普及を図るため、学校エコスペースの整備を行っていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・全般に指標値は概ね順調に向上しており、面積、総延長といった量的指標から見ればおおむね満足できる。
- ・人口増加により区民一人当たり公園面積の目標達成はそのまま推移すれば困難と思われる状況である。
- ・ポケットエコスペースは目標値が必要水準ではなく整備可能水準で設定されているが、こうした形で当面の目標が設定されているハードの整備については、最終的な目標とすべき水準を検討、明確化しておく必要がある。
- ・散歩道については船着場の存在など困難な点はあるが、引き続き連続性のある整備を進めることを期待する。また、ポケットエコスペースは、生物多様性への理解を身近なところで深め、次世代に豊かな自然を引き継ぐために有効であり、整備拡充に取り組むことを望む。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・概ね区民ニーズに対応した取り組みがなされていると評価される。
- ・エコロジカルネットワーク形成について、指標化されているポケットエコスペースの形成以外に具体的な取り組みが何かわからない(事業が存在しない)。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・区民との協働について、水と緑に関するボランティア数が増加している点は評価できるが、それ以外の協働や役割分担の状況が明確にされていない。

施策の総合評価(今後の方向性)

- ・施策は概ね適切に推進されていると評価される。
- ・区内の豊かな水辺と緑について、区民に周知する取り組みの更なる充実が期待される。
- ・整備された散歩道が使いやすくネットワーク化されているのか、あるいはポケットエコスペースが広域的な生物ネットワークの中で適切に立地しているのかなど、整備された空間の質の評価に対する評価指標が設定されていない。今後は、空間の質に関する評価指標の設定及び評価が必要である。
- ・区民との協働について、たとえば公園の維持管理の区民団体への移管など、具体的な取り組みとして何が行われ、どの程度の実績があがっているのか、今後は何を行うのかといったことをできる限り明確にすることが必要と考えられる。
- ・まちづくり等、関連他部署との連携には引き続き改善余地があるように見受けられる。

その他(改善点等)

特になし

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・水辺・潮風の散歩道や公園について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析した上で、各々の施設の役割を踏まえた施設となるような整備・改修を行う。
- ・水辺・潮風の散歩道について、区民にとって利用し易くネットワーク化された整備を行う。
- ・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。
- ・エコロジカルネットワークをどのように形成していくか、地域との協働も含め、今後の方針及び具体的な取り組みを検討する。

施策 2 身近な緑の育成

主管部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)
 関係部長(課) 土木部長(道路課)、教育委員会
 事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が生まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、シンボリックな並木道等を整備します。また、地域と連携して街路樹の維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 公園や小学校の芝生化が始まる。 H19.7「江東区みどりと自然の基本計画」策定 H21.10「江東区みどりの条例施行規則」改正 H18.12「10年後の東京の姿」で街路樹倍増を掲げる。 H19.6「緑の東京10年プロジェクト」策定。(東京都) H20年度東京都第五建設事務所と本区で街路樹充実連絡会設置 H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 ※CIG：CITY IN THE GREENの略	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における緑や緑化指導、助成制度による緑が増加し、街路樹や土地の歴史・文化を伝える緑が連携して緑の街並が形成される。 沿線の土地利用や区民生活と調和した緑の増量 植栽水準のレベルアップ 都と連携し都区道「みどりのネットワーク」の形成 様々な主体が参画・協働するみどりづくりが進む。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生活に身近な緑や大きな樹木、学校の緑の増加を望む声が多い。 道路に、ふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが拡がる。 道路に木陰や緑花を求める声の増加 環境、エコへのライフスタイルの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 江東区長期計画に基づく区全体における緑化施策の横断的・総合的展開と住民主体の新たな緑化施策を実施する。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
6	緑被率	%	16.68 (17年度)	—	—				18.77	水辺と 緑の課
7	区立施設における新たな緑化面積	m ²	—	2,341	8,830				—	水辺と 緑の課
8	街路樹本数	本	8,998 (20年度)	9,683	10,579				13,500	道路課
9	区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	—	41,142	72,043				—	水辺と 緑の課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	296,036千円	275,157千円	321,187千円	293,314千円
事業費	230,614千円	214,217千円	236,721千円	219,344千円
人件費	65,422千円	60,940千円	84,466千円	73,970千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆平成23年度に実施したCIG事業では、河川護岸や道路の隙間などの公共施設緑化とともに、緑のコミュニティづくり講座の実施による集合住宅での緑化普及事業に着手した。今後CIGの実現に当たっては、区民・事業者・区による連携・協働が不可欠である。そのためには、区民が主体的に緑化を進める仕組みを作る必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校13校、中学校1校で実施している。芝生の維持管理は、補修方法などの専門知識が必要であり、養生期間中の校庭の利用制限など、学校運営との調整をすることが課題である。芝刈りは、学校と地域のコミュニティの醸成を図ることを目的に、保護者や地域の方への働きかけが必要である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆江東区長期計画に基づき、民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みを作る。既存の緑化事業に加え、CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティ形成や区民が参画したみどりのまちづくりができるように様々な誘導策を実施する。その中で、民有地緑化を推進するために新たな助成制度や顕彰制度の導入を検討し、民有地緑化の推進にインセンティブを与える。◆校庭の芝生化については、各学校の諸条件を勘案し、芝生の生育に適した範囲等において整備を推進していく。また、新築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成25年度外部評価対象施策(予定)	

8 二次評価《区の最終評価》	
<p>・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。</p> <p>・24年7月に策定したCIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。</p> <p>・さらなる緑化の推進のため、区民等が所有する建築物や敷地における緑化推進の有効な方策について検討する。</p> <p>・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質にも配慮し、また、目指すべき目標を明確にする。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する啓発や情報発信を行います。また、区独自のエコポイント制度の導入や環境家計簿の普及に取り組みます。
②計画的な環境保全の推進	二酸化炭素(CO ₂)削減量の具体的な数値目標を掲げる等、地球温暖化対策に重点を置いた環境基本計画を策定します。また、計画の実現に向けて、区民・事業者・区がともに二酸化炭素(CO ₂)の削減に取り組みます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H19年に京都議定書が批准され、H24年までにCO₂の-6%の削減義務が課せられている。 ・H21年4月「改正省エネ法」及び「改正温対法」が施行。同年4月都条例が改正され「キャップ&トレード」を導入。 ・H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定 ・H22年4月から土壤汚染対策法が改正施行され、土壤汚染対策が強化された。 ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する大気環境基準が設定され、対策が求められることとなった。 ・COP15(2009年)において、日本の温室効果ガス削減目標を25%とする方針が示された。 ・福島第一原子力発電所の事故の影響により、国が掲げている目標達成を困難視する動きもあるが、依然、温暖化対策は避けて通れない重要な課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見などによれば、地球温暖化は現に進行しており、このまま放置した場合には、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが予測される。 ・大気、水質、土壤汚染等の環境保全対策がますます重要課題となり、環境保全行政を行ううえで区の役割が増大する。 ・引き続き地球温暖化防止の視点での取り組みが必要になるとともに、エネルギー政策の転換が求められてくる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・半数以上の区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいる(H23年度区民アンケート調査)。 ・本区人口の増加や生活様式の多様化に伴い、快適な大気、水環境等を求める区民要望が増加している。そのため都市における良好な環境保全の取り組みが求められている。 ・これまでの温暖化対策の推進に加え、再生可能エネルギーの活用と電力に依存したライフスタイルの転換を図る必要がある。 ・東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれき受け入れ、節電等、環境対策に対する区民意識が高まってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区域のCO₂排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。 ・安心・安全と快適環境への対応を求める区民意識が増大するとともに、区民や事業者への環境情報の提供が、これまで以上に求められてくる。 ・よりよい快適環境やあらたな環境問題への対応を求める区民要望は今後も増大する。 ・現在、区民・事業者・区の各主体が実施している環境負荷の低減の取り組みに加え、節電・省エネに関するさらなる理解と積極的な呼びかけを今後も継続していくことが必要である。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
10	環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	51.7	49.1	55.1				60	温暖化対策課
11	環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数	人	22,404 (20年度)	31,385	33,373				27,000	温暖化対策課
12	江東区の二酸化炭素(CO ₂)削減量の目標値を知っている区民の割合	%	—	15.7	16.0				50	温暖化対策課
13	大気環境基準達成割合(二酸化窒素(NO ₂))	%	100 (20年度)	100	100				100	環境保全課
	大気環境基準達成割合(浮遊粒子状物質(SPM))	%	100 (20年度)	100	100				100	環境保全課
14	河川水質(BOD)の環境基準達成割合	%	100 (20年度)	100	100				100	環境保全課
15	道路交通騒音の環境基準達成割合(昼間)	%	65 (20年度)	68	70				80	環境保全課
	道路交通騒音の環境基準達成割合(夜間)	%	40 (20年度)	42	45				60	環境保全課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	236,969千円	217,059千円	230,054千円	238,410千円
事業費	70,510千円	62,200千円	70,064千円	72,122千円
人件費	166,459千円	154,859千円	159,990千円	166,288千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
(1) 施策における現状と課題
<p>◆区民や事業者が、環境問題に関する情報の共有化を図るためには、区民各層を対象とした環境教育プログラムを実施していくことが必要である。◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民・事業者・区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。◆区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。◆大気環境については、光化学オキシダントの環境基準の早期達成、21年度に環境基準が設定された微小粒子状物質への対応が課題である。水環境については、快適な河川環境を求める要望が大きく、要望を実現することが課題である。◆東日本大震災後、火力発電による供給依存度の高まりにより、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるが、地球温暖化問題への対応は依然として重要な課題である。このため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・行政が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。◆東日本大震災後の電力需給状況の変化を踏まえ、中長期的な温暖化対策を視野に入れた施策の検討が必要である。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点を置いて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギーや高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用など、節電対策を温暖化対策につなげる施策を推進する。</p>

7 外部評価委員会による評価
平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》

・環境問題に関する区民・事業者への啓発について、目的・効果・対象を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するとともに、より効果的・効率的な方策を検討する。また、その取り組みによる成果を客観的に把握する仕組みづくりに取り組む。

・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。

施策 4 循環型社会の形成

主管部長(課) 環境清掃部長(清掃リサイクル課)
 関係部長(課) 環境清掃部長(清掃事務所)、土
 木部長(水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、リユース食器の貸し出し、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H20.4～ 廃プラスチックサーマルリサイクルが各区で本格実施。 ・H21.3 江東区で廃プラスチックサーマルリサイクルを本格実施。ごみ・資源分別を変更し容器包装プラスチック等のリサイクルを開始。 ・H21.6 江東区清掃リサイクル条例改正(資源抜き取り対策の強化) ・H22.4 江東区とNPO法人が連携し、発泡スチロールリサイクルのモデル事業を開始。 ・H24.3 「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指し、江東区一般廃棄物処理基本計画策定(第3次) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増によりごみ量が増加し、それに伴い環境負荷が増大する。 ・区のごみが埋め立てられている中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷を軽減するごみ・資源の分別方法が求められている。 ・ごみ・資源の分別方法の分かりやすい説明が求められている。 ・発生抑制や再利用など、ごみ減量方法についての具体的な取り組み方法や、詳しい情報が求められている。 ・ごみ減量や資源化の新たな施策の展開が求められている。 ・ごみに関する情報の適切な発信が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民のごみ減量・資源分別への取り組み意識が向上せず、ごみ量が増加し、循環型社会の構築が困難となる。 ・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数を増やす必要がある。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

Content is empty in the original image
--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
16	区民1人当たり1日のごみ量	g	613 (20年度)	567					520	清掃リサイクル課
17	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	67.19 (20年度)	67.40 (21年度)	68.16 (22年度)				70	清掃事務所
18	資源化率	%	23.3 (20年度)	25.6					30	清掃リサイクル課

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	7,235,258千円	6,933,994千円	7,188,283千円	7,005,221千円	
事業費	5,247,837千円	5,086,344千円	5,300,321千円	5,205,887千円	
人件費	1,987,421千円	1,847,650千円	1,887,962千円	1,799,334千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、ごみ・資源の分け方の周知徹底に努めてきた。◆3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、さらなるごみ減量に向けた啓発を始めた。◆区民1人1日あたりのごみ量は着実に減少しているが、さらなる減量に向け、資源回収品目の拡大等、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める、具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活へ転換を図る必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組む。◆5Rの推進に努め、区民・事業者と連携した新たな取り組みを検討する。◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区政モニターアンケート等から区民ニーズを把握し、区報等広報媒体を活用し発信する。◆ごみ減量意識の向上のため、各種施設を活用した環境学習の充実を図る。◆区民の負担や利便性も考慮しながら、資源回収品目の追加を引き続き検証する。◆家庭ごみの減量のために、約半分を占める生ごみの減量の取り組みを進める。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組みを導入する。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・指標値は順調に向上しており、着実に成果が上がっていると評価される。 ・取り組みとして掲げられたリフューズ、リペアについて、最終的なアウトカムは区民のごみ排出量だとしても、それぞれの取り組みの成果が把握できるような指標や取り組み状況の説明などがなされることが望ましい。 	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・一層のコスト削減に向けて、コストの大きな部分を占めている資源回収事業も含めたごみの運搬コストについて、更なる効率化の可能性について検討と努力が望まれる。 ・収集運搬コストについて他区と比較することが必要である。特に、清掃工場を持たない区における収集運搬コストを下げる工夫などについて、情報を共有することに努めてほしい。 ・ごみ出しサポート事業は、現在は収集業務の一環として実施しているが、今後件数の増加が見込まれるとともに、安否確認にも結び付く大切な業務になると思われる。シルバー人材センターの活用など区民等との協働を図ることも検討しながら、さらに積極的に事業を継続してほしい。 	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化や学校での啓発事業など、区民との連携促進に向けた取り組みが概ね適切に実施されていると評価される。 ・ごみ出しサポート事業に加えて、簡易包装やマイバック持参などのリフューズをより推進するために、区内の小売業者との連携を一層深める施策に取り組むべきである。そのためには、リフューズに協力的な小売店を顕彰するなど、事業者との関係をより深め、協力を得ることが重要である。 ・5Rのうち「リユース」でシルバー人材センターの人員活用などを行っている点は前向きに評価できる。今後は同センターの人員をごみ出しサポートなど当施策に関連する他の分野へ活用することも検討すべきである。 	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策は概ね適切に推進されていると評価できる。 ・最終処分場の延命化に向けた更なるごみ排出量の削減や、人口増に伴うごみ処理コスト増大の抑制に向けた効率性の向上など、更なる努力が求められる状況にある。 ・運搬コストをはじめとした処理の効率化や区民との連携など、新たな工夫の可能性について常に研究と改善に取り組んで欲しい。 ・東日本大震災後、電力消費量の見える化によって、節電意識がずいぶん高まった。同じように、従来用いている指標に加え、ごみの収集運搬コストなどの数字を公開することが、ごみ減量意識を高めるきっかけとなるのではないかな。 	
その他(改善点等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しサポート事業については、高齢者の安否確認にも寄与するという点にも着目し、本施策の中での役割にとどまらない重要な事業として位置づけ、積極的に取り組んでいただきたい。 ・清掃事務所で発行している「清掃ニュース」について、より一層区民への啓発を図る観点から、町会に加入していないマンション等の集合住宅へも配布していただきたい。 	

8 二次評価《区の最終評価》	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。特に、5Rのうちリフューズ、リペアについても、それぞれの取り組みを推進し、成果を明らかにする。 ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を行い、効率化、コスト削減に取り組む。 ・更なるごみの減量化及びリサイクルの推進のため、関係部署及び関係機関との連携を図る。 	

施策 5 低炭素社会への転換

主管部長(課) 環境清掃部長(温暖化対策課)
 関係部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、自然エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①自然エネルギー等の利用促進	自然エネルギーを利用した太陽光発電システムや省エネルギー設備などの導入を促進します。また公共施設の改築・整備にあわせ自然エネルギー設備や省エネルギー設備を導入します。
②エネルギー使用の合理化の推進	低公害車の普及や公共交通の利用を促進します。また、一定規模の開発の機会を捉え、地域冷暖房や未利用エネルギー等を積極的に導入したまちづくりを行います。
③パートナーシップの形成	カーボンマイナスこともアクションやエコ事業所の仕組みづくり等、区民・事業者・区が一体となって低炭素社会への転換に向けた取り組みを展開します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H19年に京都議定書が批准され、H24年までにCO₂の-6%の削減義務が課せられている。 ・H21年4月「改正省エネ法」及び「改正温対法」が施行。同年4月都条例が改正され「キャップ&トレード」を導入。 ・H21年4月「江東区地球温暖化防止設備導入助成事業」実施。 ・H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定。 ・2030年の総発電量のうち50%を原子力と想定した「エネルギー基本計画」を見直し、「再生可能エネルギー」「省エネ社会実現」を柱とすることが示される。 ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響で、国内の原子力発電所の運転が停止。電力需給の逼迫状況が解消されない中で継続的な節電対策が全国的に求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見などによれば、地球温暖化は現に進行しており、このまま放置した場合には、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが予測される。 ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー政策は、大幅な方向転換を迫られている。 ・中長期的な国の排出削減目標の見直しは、本区の温暖化対策にも大きな影響を及ぼす。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の平成21年度のCO₂排出量は、主に業務部門140.3万トン、家庭部門57.6万トン、運輸部門42.7万トンとなっている。 ・「地球温暖化防止設備導入助成」の区民による申請実績は年々増加傾向にあり、特に震災後、電力需要の逼迫した状況から、再生可能エネルギーへの需要が高まり、H23年度は太陽光発電設備導入への申請が急増した。 ・震災直後の電気事業法第27条の電力使用制限令を伴う節電により、区民・事業者によるエネルギーへの関心が急速に高まるとともに、全区民による節電が行われた。 ・H24年1月電力自由化部門の料金値上げ及び4月からは規制分野の料金値上げが実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区域のCO₂排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。 ・温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 ・節電・省エネ設備の導入はCO₂削減に貢献するばかりでなく、節電対策にも効果があり、区民の再生可能エネルギー設備導入への需要はさらに高まることが予想される。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
19	区民1人当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量	t	6.0 (17年度)	6.7 (20年度)	6.0 (21年度)				4.6	温暖化 対策課
20	地球温暖化防止設備導入助成件数累計	件	—	377	758				3,500	温暖化 対策課
21	自然エネルギー設備を導入した区施設数(風力発電施設)	施設	2	2	2				2	温暖化 対策課
	自然エネルギー設備を導入した区施設数(太陽光発電施設)	施設	6	7	9				9	温暖化 対策課
	自然エネルギー設備を導入した区施設数(雨水利用施設)	施設	47	49	49				51	温暖化 対策課
22	庁有車の低公害車導入率	%	72.1 (20年度)	79.7	81.7				100	温暖化 対策課
23	カーボンマイナスこどもアクション延べ参加企業数累計	団体	46	46	65				250	温暖化 対策課
24	江東区役所の二酸化炭素(CO ₂)排出量	t	20,478 (19年度)						18,430	温暖化 対策課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	416,201千円	392,058千円	362,594千円	345,171千円
事業費	357,448千円	337,448千円	306,772千円	292,438千円
人件費	58,753千円	54,610千円	55,822千円	52,733千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆地球温暖化対策を強化するためには、地域特性に応じた取り組みが重要である。◆CO₂排出量を効果的に削減するため、家庭、事業所、交通など、あらゆる分野での省エネルギーの取り組みを推進する必要がある。</p> <p>◆東日本大震災の影響により、原子力発電から火力発電などへの依存度が高まり、電気使用におけるCO₂排出が多くなることが予想されるため、中長期的な節電対策を検討する必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆平成22年3月に策定した新たな「江東区環境基本計画」では、初めて江東区域全体のCO₂排出量の削減目標値を定め、地方自治体の責務として地球温暖化対策に積極的に取り組む。◆環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆国や都におけるエネルギー政策の動向を見据えながら、再生可能エネルギーの導入・利用拡大をこれまで以上に推進する。◆東日本大震災後、太陽光発電等の省エネ設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民の期待は高まっている。こうした状況を踏まえ、集合住宅居住者の多い区の特性に合わせ、集合住宅居住者及び事業者においても活用しやすい助成制度のあり方について検討していく。</p>

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・指標19、20、22、23など目標達成が困難と思われる指標が多い。特に、地球温暖化防止設備導入助成件数やカーボンマイナスこともアクション延べ参加企業数などは、社会情勢の変化や国内景気情勢といった外部環境の逆風もあり、進捗は遅れているように思われる。
- ・区民1人当たりのCO2排出量は横ばいで推移しており、目標値まで減らすことは難しそうである。この原因の一つとしては、省エネルギーや自然エネルギーの利用といった施策の目標に対して、取り組み方の方向が限定されてしまっているととも、あまり有効ではないことが考えられる。
- ・区が責任を負うべき取り組みの指標としての成果指標の妥当性や、目標の水準の妥当性について今一度検討する必要があるのではないかな。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・環境問題への区民の関心は高く、概ね区民ニーズ及び社会状況に対応した取り組みがなされていると評価される。
- ・区施設への自然エネルギー設備の導入のうち風力、太陽光発電はエネルギー効率の向上よりも啓発効果が主目的とのことであるが、こうした観点からみた最終的な整備率ほどの程度の水準なのか、方針を明確にすることが必要ではないか。
- ・区民を対象としたエコポイント制度の制度設計を行っているとのことであるが、低炭素社会実現への協力をお願いするだけでなく、協力者へインセンティブを与える仕組みは良いと思われる。他自治体の事例を研究しより良い仕組みとしてほしい。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・区の施設におけるCO2抑制はもちろん必要であるが、区民や民間団体の協力が不可欠である。そういった観点からは、区民や民間団体との連携を評価する指標を採用して、その度合いを適切に評価する必要がある。

施策の総合評価(今後の方向性)

- ・指標の目標達成が軒並み困難と思われる状況にある以上、順調に進んでいるとは評価しがたい。
- ・当施策は国家単位で戦略を決める部分が大きく、一地方自治体のみで取り組みには限界がある。区として責任を負うべき取り組みの範囲と、その評価指標として何が適切かについて改めて確認する必要があるのではないかな。
- ・自然エネルギー利用促進やエネルギー使用の合理化普及のためには、公共施設等での導入といったハード面での取り組み以上に、民間部門での取り組み促進や啓発などのソフト面での取り組みが重要である。
- ・家庭や事業所に省エネルギーを働きかけるだけでなく、まちづくりの設計段階でもCO2排出量が少ない建築物を積極的に導入させるインセンティブを設けるなど、異なる観点からの取り組みを進めるべきである。夜間の冷たい空気を取り入れる仕組み、地中で外気を冷やして取り込む仕組み、そもそも設計段階で熱負荷を抑える計画を立案することなど、様々な手法を理解して取り入れ、成果を上げる必要がある。

その他(改善点等)

特になし

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組みの範囲を慎重に検討する。
- ・施策実現に関する指標について、適切な目標値を改めて検討する。
- ・二酸化炭素排出量削減に寄与する具体的な取り組みについて、区民、民間事業者との連携を図りながら、費用対効果の観点を踏まえて取り組みを進める。

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

①保育施設の整備	地域需要に応じて、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等の保育施設の整備を進めます。また、保育施設の改修や設備の拡充を行います。
②多様な保育サービスの提供	延長保育、病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。また、一時保育事業の拡充等により、在宅で子育てを行う保護者を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心として、0歳から5歳までの乳幼児人口が毎年増加していることと、共働き世帯の増加などにより保育所への入所希望者は毎年増加している。 ・保育施設の充実を図るために、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。都はこれに基づき、待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備を促進するための補助制度を創設した(平成21-24年度)。 ・都営住宅に併設する保育園を中心に老朽化が進み、耐震工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 ・国は地域主権改革一括法にて児童福祉法を改正し、東京都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について、独自の基準を規定し緩和した。 ・平成24年4月、国は子ども・子育て家庭を社会全体で支援する子ども・子育て新システム関連法案を通常国会に提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲地区を中心にして乳幼児人口の増加が続くと見込まれる。また、マンション新築に伴う子育て世代の流入により、保育施設に対する需要は、今後も増加するものと推定される。 ・保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。 ・子ども・子育て新システム関連法案が成立した場合、新制度に基づいた本区の対応を検討する必要がある。 						
	江東区人口推計	22年(実績)	23年(実績)	24年(実績)	25年	26年	増減見込み(26年/22年)
	区全体	466,724	472,429	476,523	482,995	489,871	105.0%
	5歳0-5歳	25,210	25,865	26,226	27,371	28,271	112.1%

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設への入所希望児童数は、平成19年度の6,829人から平成24年度の9,502人と、この5年間で2,673人(39.1%)増加しており、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 ・これまでも通常保育では対応できない保護者に対して延長保育や産休明け保育を提供するとともに、一時保育や病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育等多様な保育サービスの充実を図ってきたところであるが、これまで以上に区民の生活環境やニーズに合わせた手軽で利用しやすい保育サービスの提供や実施しているサービスの拡充などが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の増加が依然続いており、さらに保育需要は増加すると予測される。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や病児・病後児保育、さらに在宅での子育てを支援するための一時保育などの多様な保育サービスの拡充が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
25	保育所待機児童数	人	312 (21年4月)	351	273	253			0	保育課
26	一時保育の利用者数	人	10,010 (20年度)	13,870	18,001				29,000	保育課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	19,861,177千円	17,668,889千円	19,598,919千円	19,662,245千円
事業費	13,126,002千円	11,410,992千円	13,191,775千円	13,193,296千円
人件費	6,735,175千円	6,257,897千円	6,407,144千円	6,468,949千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆区では認可・認証保育所の新設や既存施設の定員増などにより、平成19年度から平成23年度の5年間に3,149人（6,495人→9,644人）の保育施設定員拡大を図ったところであり、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆待機児童は、平成24年4月現在253名を数えており、この解消を図る必要がある。待機児童の分布を見ると、0歳～2歳が237名と全体の93.7%を占めている。特に1歳児が130名と全体の51.4%を占めているため、この需要に対応する必要がある。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見られる。◆認証保育所の定員1,907人に対して入所者が1,701名にとどまっており、206名の空きがある（入所率89.2%）。待機児童の解消に向け、ここに待機児童を誘導する必要がある。◆多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスをさらに充実提供していく必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所及び認証保育所を効果的に整備し、長期計画の前期期間中に待機児童を解消する。◆認証保育所の入所者数を増やすために、施設の有効活用及び待機児童解消につなげる方法を検討する。◆区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせた、きめ細かい保育サービスの提供を続けていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)に対して「施策を実現するための取り組み」が着実に進められており、目標値には届かないものの、確実に、その目標値に近づいている。今後これらの着実な推進によって施策目標の実現が期待できる。 ・「保育施設の整備」は、待機児童の解消という量的行政需要への対応が「平成26年度までに待機児童ゼロ」の指標とともに明示されており、その実現が期待される。 	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が急増する本区において、保育サービスの質的・量的充実の緊急性・重要性共に高い。待機児童の解消を起点とした本区の保育サービス整備計画は全体としてこの分野のニーズに対して網羅的といえ、指標の推移からも現在の区の取り組み内容は総じて適正といえる。 ・保育需要が高まる中、認可外保育所が80カ所に達しており、保育環境の維持・改善等について行政としての積極的な指導が必要である。 ・区民ニーズが多様化する中で、一時保育、病児保育、リフレッシュひととき保育、延長保育、産休明け保育等について、より積極的な実施が望まれる。 	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の整備・運営には民間活力の活用が不可欠である。この点、区では事業者選定(推薦の取り付け)、運営事業者に対するモニタリングを丁寧に行っている。行政としての本質的な対応として評価したい。 ・多様な保育サービスについて、「おうち保育園」などNPO法人との連携による新たな取り組みにも着手している点も今後の展開に期待したい。 ・多様なニーズに対応するために、「家庭福祉員」の増員について工夫が必要ではないか。報酬を含め、待遇改善も検討の余地がある。 	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策を総合的にみると、現在進行形であるため、今後に期待したい。 ・保育サービスを事業者任せにすることなく、保育システムが円滑に機能するためのマネジメント機能をさらに高める意識をもって具体的に取り組んでいただきたい。 ・全国自治体の中でも、江東区は保育サービスに充当する予算比率が高い自治体であり、質・量の確保に対して区に期待される役割は大きい。すでに認可・認可外を問わず、きめ細かく各保育園に対するモニタリングに取り組んでいる姿勢は高く評価したい。モニタリングについては、さらに事業者のPDCAを促進する観点から第三者の体制導入についても検討されたい。 ・待機児童の解消については、認証保育所の整備に重点を置き、また待機集中する0-2歳児の定員調整を事業者に促すなど、平成26年度における待機児童ゼロに向けた取り組みについては評価する。一方で、その認証保育所について現状で2割程度の定員未充足が発生しているので、新規整備と併せた利用者とのマッチングを計画的に進めるとともに、未充足の保育所については改善事項がないかどうか区として助言・支援を検討すべきである。 	
その他(改善点等)	
特になし	

8 二次評価<<区の最終評価>>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、的確なサービス構成、サービス量となるように努める。また、民間活力の積極的な活用を図りつつ、マネジメント機能をさらに高める意識を持って、サービスの質の向上にむけた事業者への支援・指導等に取り組む。 ・保育施設の整備について、今後の需要変動を踏まえ長期計画に掲げた整備計画を再検証するとともに、認証保育所の入所率向上に取り組む。 	

施策 7 子育て家庭への支援

主管部長(課) 子育て支援課
 関係部長(課) 総務部長(総務課)、こども未来部長(こども政策課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

2 施策を実現するための取り組み

①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育て便利帳」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、紙媒体やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等にこどもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>南部地域等の急速な発展に伴い、人口の増加が続いている。特に豊洲地区では急激に人口が増加しており、平成19年に69,851人だった人口が平成24年には91,688人となり、31.3%増加している。18歳未満の児童人口については、平成19年の57,556人が、平成24年には64,976人となり12.9%の増加となっている。全国的な少子化傾向の中にあって江東区では「多子化」ともいえるべき傾向がみられる。子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より「平成22年度等に於ける子ども手当の支給に関する法律」及び「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行され、児童手当に替わって子ども手当の支給が開始されたが、平成24年4月よりこども手当と支給対象を変えずに児童手当の支給に戻った。「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、高等学校の授業料について公立は無償、私立は一部助成されることとなった。</p>	<p>平成21年に実施した将来人口推計では、マンション等大量の住宅供給の影響を反映して、平成26年の総人口は約49万人となる見通しとなっている。このうち年少人口(0歳~14歳)は、平成26年には63,382人となり、年少人口構成比は平成26年に12.9%になると推計されている。</p> <p>また、子育て家庭を取り巻く経済状況は引き続き厳しいものが見込まれるため、高等学校等への進学にあたり、授業料については負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成21年3月に実施した「江東区民子育てニーズ調査」では、子育てに「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」という回答を合わせると、就学前児童のいる家庭では51.7%、小学校児童のいる家庭では46.7%が、子育てに不安や負担を感じていると回答している。また、仕事と家庭生活のバランスについては、就学前児童の保護者で出産前後に離職した人は38.7%となっている。このうち42.0%の人が、「仕事と家庭の両立を支援できる環境が整っていたら継続して就労していた」と回答している。</p> <p>子ども家庭支援センターの子育て相談の件数は、平成19年度には7,879件であったが、平成23年度には14,288件に増加した。</p>	<p>核家族化の進展や、急速な人口の増加による子育て家庭と地域社会のつながりの希薄化などが、子育て家庭に様々な影響を与えており、子育てに不安感・負担感を感じる保護者の増加が予想される。家庭、地域社会、企業、行政の連携を推進し、地域としての子育て対応力の向上を図る取り組みが必要である。また、ワークライフバランスを推進し、誰もが子育ての楽しさや喜びを実感できる社会の実現が求められている。</p> <p>保育サービスでは、認可外保育施設利用者も多く、負担軽減補助金受給者についても増加している。</p>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「児童手当法」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
27	子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	46.6	47.7	54.5				75	子育て支援課
28	子育てひろば利用者数	人	235,444 (20年度)	275,631	234,273				263,800	子育て支援課
29	区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	46.4	52.3	50.0				75	子育て支援課
30	認可外保育施設保護者負担軽減事業の助成件数	件	14,913 (20年度)	20,722	21,945				32,800	保育課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	18,627,542千円	16,213,225千円	16,289,796千円	15,525,035千円
事業費	17,914,848千円	15,551,391千円	15,614,355千円	14,858,232千円
人件費	712,694千円	661,834千円	675,441千円	666,803千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆核家族化の進展や地域コミュニティにおける結びつきの希薄化などにより、子育てに不安を持つ家庭や、地域社会において孤立感を感じる家庭が増えている。景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感の増大の背景には、保護者の働き方の問題も要因として存在している。

◆経済雇用情勢が悪化する中、経済的自立を図るための母子家庭自立支援事業の給付金利用者は増加傾向にある。被保護世帯数のうち母子世帯の割合は5%台で推移しており、DV・精神的不安・経済的不安等、様々な問題が複雑に絡み合い自立の阻害要因となっている現状がある。このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による適時適切な対応、母子生活支援施設の活用、母子・児童関連施設との円滑な連携、就労支援の強化が重要である。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆子育て不安感・孤独感の解消を図るため、子育てひろばの充実や子育てグループへの活動の場の提供を行い、親子の交流や情報交換、仲間づくりの機会を提供するとともに、子育てに関する相談支援体制の一層の充実を図る。◆多様なメディアに対応する子育て情報ポータルサイトなどを活用した情報発信等を行うことで、子育て情報の入手をやすくし、子育て世帯の利便性向上を図る。◆子育てに関する学習の機会を提供するとともに、子育て講座等、子育て中の保護者が子育てについて学べる機会を提供する。◆区独自の子育てボランティア「子ども家庭支援士」の育成など、地域の人材育成に取り組むとともに、NPO、子育てグループ活動など地域活動との連携を推進し、地域としての子育て対応力の向上を図る。また、子ども家庭支援センターを拠点として、活動の支援や、連携・交流の機会を提供していく。◆各種手当等の支給により、子育て家庭への経済的支援を行う。加えて、認可外保育施設にこどもを預ける家庭に対し、育児費用負担の軽減などを行う。◆男性の育児参加を推進するため、区民や企業への啓発を行い、誰もが職業生活と家庭・地域生活を両立できる環境づくりを促進する。◆被保護世帯の経済的自立を支援するため、就労意欲を高め、就労能力を強化・活用できるよう就労支援員を引き続き配置し、就労支援プログラムによる計画的支援を強化する。ハローワークとの連携を強化し、組織的な支援体制の構築を図る。◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子世帯就労促進給付、母子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の自立を支援する。◆高等学校の授業料については負担軽減が図られているものの、今後も厳しい経済状況が続くことが見込まれることから、高等学校等への進学にあたり経済的援助を必要とする家庭には、引き続き必要な奨学資金の貸付を行い、有用な人材の育成を図る。◆私立高等学校等入学資金融資事業については、融資あっ旋実績の低下に伴い、平成26年度をもって新規あっ旋を終了する。

7 外部評価委員会による評価

平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。
- ・子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、児童館等で実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイトの活用等により、効果的・効率的に発信していく。
- ・子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性や区民ニーズの違いを踏まえた事業展開を検討する。

施策 8

確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(指導室)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、
 学校施設課、学務課、学校支援課、
 教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学力強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育みます。
③健康・体力の増進	体育授業の充実や部活動の活性化などにより、継続的な運動習慣を身につけることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)																														
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の教育基本法改正により、知・徳・体の調和が取れ、自己実現を目指す自立した人間を育成すること等が目標としてあげられた。 平成20年3月には学習指導要領の改訂が行われ、子どもたちの生きる力を育てるとともに、思考力や判断力・表現力などを育てることが求められている。 江東区では、知性ととともに、感性・道徳心や体力を育むための各種の教育施策を推進している。 平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 団塊世代の教員の大量退職等によって、若手教員の割合が高い状況が継続する。このため、多様化する教育課題に対応しきれない状況が生まれる可能性がある。 <p>新規採用教員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼</th> <th>小</th> <th>中</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>13名</td> <td>75名</td> <td>23名</td> <td>111名</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3名</td> <td>82名</td> <td>35名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1名</td> <td>72名</td> <td>27名</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>7名</td> <td>74名</td> <td>33名</td> <td>114名</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6名</td> <td>88名</td> <td>41名</td> <td>135名</td> </tr> </tbody> </table>		幼	小	中	計	平成20年度	13名	75名	23名	111名	平成21年度	3名	82名	35名	120名	平成22年度	1名	72名	27名	100名	平成23年度	7名	74名	33名	114名	平成24年度	6名	88名	41名	135名
	幼	小	中	計																											
平成20年度	13名	75名	23名	111名																											
平成21年度	3名	82名	35名	120名																											
平成22年度	1名	72名	27名	100名																											
平成23年度	7名	74名	33名	114名																											
平成24年度	6名	88名	41名	135名																											

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区民や学校現場からのニーズが増している施策の内容である。 保護者の姿も様々で、学校選択制の実施により、積極的に学校を選ぶ一方で保護者会やPTA行事などに協力しない方がいれば、ボランティアやゲストティーチャー等の形で学校にかかわる協力的な方もいる。また、教員の指導方法や校園長の経営方針に理不尽な意見をされたり、意に沿わない教員に対して厳しい指摘をされる方もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の大学や教育機関等との連携をさらに推進し、教育内容を一層充実させることが求められる。 団塊の世代の大量退職により、経験の浅い教員が増えることにより、地域や保護者の学校・幼稚園への信頼が構築されなくなる。 研修の不十分な教員が増えることにより、日々の教育活動が充実せず、こどもの学力向上や豊かな心の醸成などができにくくなる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
31	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		104.0	103.9	—				106	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		96.6	98.9	—				100	指導室
32	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に参加した児童・生徒の割合	%	—	—	—				100	指導室
33	体力診断テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		98.8 (20年度)	97.7	98.1				100	指導室
	体力診断テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		91.7 (20年度)	91.0	94.9				100	指導室
34	教職員研修・研究会への1人当たりの年間平均参加回数	回	—	—	—				12	指導室

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	9,061,096千円	8,428,341千円	8,853,039千円	8,733,794千円	
事業費	5,442,435千円	5,054,290千円	5,510,661千円	5,559,451千円	
人件費	3,618,661千円	3,374,051千円	3,342,378千円	3,174,343千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆平成18年度以降の学力強化講師等様々な人的配置に係る施策実施の結果、学習環境が整いつつある。平成23年度からは、小1支援員に加えて小学校1年生の31人以上の学級への少人数学習講師の配置を開始し、児童一人一人に目を届け、基礎学力の定着を図っている。平成24年度は小学校2年生に拡大実施した。◆学力強化講師の確保において、教科によっては確保しづらい状況にある。◆中学生海外短期留学事業は、国際理解教育に関する本区の積極的な取り組みのひとつとして区民にも認識されているが、厳しい財政状況のため事業を廃止していく自治体が増える中、今後の継続及び他事業への転換等を含めて本事業の在り方を検討することも必要であると考えている。◆体力調査の結果をみると小中学生とも全国平均に届かない状況が続いている。家庭環境やこどもの遊びの変化により、外遊びが減ったり一人遊びが増えるなどの状況があるが、健全育成の点からも早急な改善策を展開することが必要であるとする。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆子ども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを課題として取り組む。◆講師の確保については、雇用期間等を含め、弾力的な運用について検討を行う。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、様々な事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切に教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた、小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施、体力向上推進校の指定など、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。</p>	

<p>7 外部評価委員会による評価</p>
<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確である。各取り組みは現時点では「取り組みの最中」であるが、着実に強化されていることから、効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。 ・施策実現の測定指標である指標32および指標34については未だ測定値の捕捉ができておらず、このままでは「思いやりの心の育成」「教員の資質・能力の向上」について客観的かつ論理的評価ができなくなる懸念がある。両指標の実績把握に早急に取組む必要がある。
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数が増加し続ける本区では、学校教育は他区と比較してより重点的に取り組むべき政策課題である。学力、人間性、体力の育成を柱とした教育活動の展開は区民ニーズに対して網羅的であり、区の現在の取り組み内容は総じて適正といえる。 ・「思いやりの心の育成」に関しては、小学校低学年での指導が重要であると思われるが、体験型プログラムの意図や成果確認、参加できない多数の児童・生徒への還元の方法等については平成22年度時点から具体的な改善は確認されなかった。
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と各学校との役割分担・連携を通じて、区の特色ある教育を目指そうとする姿勢がみられ、この点を評価したい。 ・教育内容の充実の観点から区内大学との連携についても積極的な姿勢がみられる。より組織的な連携となるよう、大学との関係形成に工夫していただきたい。 ・小学校における区民との協働はできていると思う。保護者や地域の人たちによるエコロジー等に関する協力ボランティアも多く、定着しているのではないかな。 ・教育活動に関与する多様な主体を分かり易く区民にも示すなど、本区の教育態勢の全体像を整理・開示されたい。
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体の育成」は一朝一夕でできるわけではなく、中・長期間を必要とするものである。その意味では、なかなか成果はあらわれないが、確実・着実の事業の実施を望みたい。 ・江東区の学校教育を通じて伸ばしたい能力要件を「学びスタンダード」等の形で分かり易く明示しようとする取り組みに着手している点は評価できる。 ・学修の系統性を確保する環境づくりの観点から、幼小中連携に関する具体的な取り組みに着手している点は評価できる。 ・食育や防災教育など社会性を育む分野については、区長部局が庁内横断によって参画する姿勢を強く求めたい。 ・教員の能力開発について、大学との連携により「授業改善支援チーム」を編成して具体的な活動を開始している点は評価できる。また、教員の研鑽時間創出の観点から、事務業務等の効率化を進めている点についても評価できる。若い教員に対しては画一的ではなく、現場の実情を踏まえた、学校長の裁量による個別指導も重要かつ有効と思われる。
<p>その他(改善点等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の私立校も江東区内の教育を形成する一つの組織と考えられる。その意味では、区内の私立校との協力・連携も考慮すべきである。 ・南部高層住宅が増える中、PTA、地域の関わりは特に大事である。学校行事にマンション管理組合の理事長若しくは自治会長の参加を求め意見交換の場を設けるなどの方策が、教育面のみならず、防災面でも有効なのではないか。教育関係者が地域関係者を育成するという感度が必要であると思う。

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・施策評価が客観的かつ論理的に行えるよう、施策実現に関する指標の数値捕捉に早急に取り組む。
- ・既存事業について、区の役割分担も含め、事業の整理・見直しを図りつつ、より効率的・効果的な事務執行方法を検討する。
- ・児童・生徒の健康・体力の増進のほか、食育や防災教育など社会性を育む分野についても、他部署と連携した取り組みを検討する。
- ・若手教員をはじめとした教員への研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。

1 施策が目指す江東区の姿

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	学校と教育センター等の連携強化・ブリッジスクールの整備等により、いじめ・不登校原因の早期発見・解決に取り組むとともに、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、校内における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月に改訂学習指導要領が告示され、平成23年4月からは小学校で、平成24年4月からは中学校で全面实施となった。 発達障害のある児童・生徒の増加や小1プロブレム、中1ギャップなどの課題が出現し、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 平成19年度にこれまでの特殊教育(心身障害教育)から、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へ移行した。 学校保健安全法の施行(平成21年4月)により、学校安全に関する規程が設けられ、学校安全、防犯環境充実への関心が高まっている。 平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 障害者基本法の一部が改正され(平成23年8月)、障害のある児童もない児童も可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することが求められることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の全面实施により学習内容が増え、授業についていけない児童・生徒の増加が予想される。その結果、不登校になる児童・生徒の増加も懸念される。 発達障害のある児童・生徒の増加が続くと予測される。小1プロブレム、中1ギャップの解消に向け、継続的な支援員の配置が必要である。 保護者等の意識変化に伴い、児童等に対し個々人の教育的ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 学校安全の継続した取り組みが求められる。 標準学級児童数が35人となることにより、学級増が見込まれる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 人口の増加に伴い、児童・生徒数や学級数の増加傾向が続いている。 小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの幼小中連携教育のニーズが高まっている。 通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが出現している。 児童・生徒の安全確保や人口増等に対応した教育施設の整備充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小中学校の円滑な学習運営に資するよう小1プロブレム・中1ギャップ対策として、小学校入学時の生活リズム等の早期定着、中学校入学時の学習・生活リズムの定着に対する対策が必要となる。 時間的制約から、スクールカウンセラーによる継続的な相談が困難な面もあり、教育センターSSC(スクーリング・サポート・センター)のカウンセラー等との連携が必要となる。 児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備がますます求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
35 一人一人を大切にされた教育が行われている と思う保護者の割合	%	—	—	—				70	指導室
36 教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	67.7 (20年度)	56.4	52.3				70	指導室
37 不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.29 (20年度)	0.24	0.34				0.20	指導室
不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	3.65 (20年度)	2.95	2.96				2.00	指導室
38 改修・改築を実施した学校数※（小学校）	校	—	—	2				10	学校 施設課
改修・改築を実施した学校数※（中学校）	校	—	—	1				3	学校 施設課

※ 改修・改築を実施した学校数の目標値には、改修予定はあるものの、目標値設置時に対象校が確定しないため、小中学校別の数値を表記できない学校を含まない。

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	6,706,160千円	6,373,653千円	7,101,725千円	9,890,692千円
事業費	6,386,153千円	6,067,307千円	6,812,894千円	9,576,653千円
人件費	320,007千円	306,346千円	288,831千円	314,039千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆通級指導学級へ通う児童・生徒及び通常学級から特別支援学級（固定）への措置替児童・生徒の増加がみられる。◆平成20年度以降小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。（〔指標36〕23年度・52.3%）◆不登校児童生徒の出現率は（〔指標37〕23年度・小学校0.34 中学校2.96）、今後3年間で目標数値を実現するため、関係機関と連携した更なる取り組みが必要である。◆小1プロブレムについては、支援員の配置を中心とした施策を展開し、一定の成果を収めているが、幼小中連携教育の推進を含めて今後も積極的な施策の展開が求められる。◆平成23年4月に東雲一丁目に民設民営の認定こども園「しののめYMCAこども園」を開設し、地域の幼稚園需要への対応を図った。◆学校の改築・改修計画については、平成21年度までに耐震補強工事を優先的に実施したため、大幅な見直しを行った。昭和40～50年頃の建物については大規模改修の必要性が高まっている。東日本大震災等の影響で、改築・改修工事に対する補助金の見込みが立たない中、歳入では基金や起債等の活用、歳出では改修計画や設計内容の見直し等、財政状況を踏まえ慎重に検討していかなければならない。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育のニーズを検討し、通級学級、特別支援学級の充実を図り、柔軟な教育支援体制の確立に努めていく。また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の中で平成28年度以降順次実施とされている特別支援教室の区内設置に向けて検討を行う。◆教育センターのSSC（スクーリング・サポート・センター）を中心とした取り組み（適応相談・教育相談・ブリッジスクール）を継続して実施する。また、発達障害のある児童生徒への取り組みとして施策の成果を検証し、小1支援員の配置等における派遣期間の見直しも視野に入れて検討していく。◆保幼小中の連携推進のため、平成24年1月に策定した江東区連携教育プログラムを全校園で推進していく。◆今後老朽化等で改築・改修工事を実施する施設については、工事施工手法等、コスト削減を考慮しながら計画的・効率的に改修等を進めていく。人口増加等の対策として校舎等の新增設に取り組み、良好な教育環境の整備を推進していくとともに、老朽化した施設については、改築、大規模改修を計画的に実施していく。施策の実現に向けて、学校施設の設計に必要な設計基準の改訂を行う予定である。◆平成23・24年度の2か年で区立幼、小、中に導入した緊急時一斉連絡システムを活用し、緊急連絡等を保護者に速やかにメール等で配信することにより、児童等の安全安心をサポートするとともに保護者の不安解消に努めていく。

<p>7 外部評価委員会による評価</p>
<p>施策の目標に対して、成果は上がっているか</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確であり、これら事業の着実かつ効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。 ・いじめ・不登校対策について「相談できるシステムの確保」はまだまだ不十分である。対策として、学校・教育センターの連携を強化するとしているが、教育センター内に教員出身ではない外部スタッフの増員が必要であると思われる。
<p>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ、不登校など、児童・生徒を取り巻く環境が厳しくなっている。教育相談件数が増加の一途をたどるなど、個別の問題が総じて深刻化傾向にあるとみることができる。特に児童・生徒数が今後も増加する中で、児童・生徒に対する日常的なサポート環境整備についてより一体的・重点的に取り組むことが求められるが、区では、これに対応するための人材を十分かつ適切に配置している。 ・東日本大震災の影響など、社会状況に対応した施策展開を想定していると判断する。
<p>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた教育支援の推進」において、小1支援員、中1支援員に地域ボランティアを活用するなど、必要な人材確保について区民との協働が取り入れられている。また、「いじめ・不登校対策の充実」についても、量的整備水準についてヒアリングでは評価しきれなかったが、専門医との連携やスクールカウンセラーの配置等が進められている。 ・学習支援、学校生活支援や特別支援教育の充実については、施設やスタッフの増員等、区単独では難しく、都との一層の連携強化が望まれる。
<p>施策の総合評価(今後の方向性)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施策実現に関する指標が現状維持、もしくは目標値からやや遠のく結果となっているが、この行政分野の施策は、短期間で成果のものであるのではなく、中・長期間を必要とする。その意味では今後の取り組みに期待したいし、方向性は間違っていないと考える。 ・小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ、不登校など、児童・生徒を取り巻く状況が厳しくなる中で、区ではこれに対応するための人材を適切に配置してきている。ただし、量的水準が十分かどうかについては検証が必要である。学校の新設・改修などハード整備の計画は適切に策定されている。 ・地域ボランティア・専門家等からなる支援員、カウンセラー、専門医等、多様な人材がこの施策を支えている。しかし、それぞれの役割がどのように明らかにされ、共有されているのか、情報交換機会、適切な案件処理のための連携フロー等がどの程度整備されているのか、区民にはまだ分かりづらい。これら貴重な支援人材の機能分担・連携について再整理し、関係者・区民と共有する方策について改めて検討されたい。 ・区では、きめ細かい個別支援のために教育センターのSSC(スクーリング・サポート・センター)の機能充実を重点的に進めているが、これと学校が実効的に連携できる仕組みづくりにも注力されたい。
<p>その他(改善点等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施策実現の測定指標である指標35については未だ測定値の捕捉ができておらず、このままでは「個に応じた教育支援の推進」「いじめ・不登校対策の充実」について客観的かつ論理的評価ができなくなる懸念がある。指標の実績把握に早急に取り組む必要がある。 ・本施策において、幼稚園への支援策等がどのように位置づけられているのか、明確にすることを求める。

8 二次評価<<区<<最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・施策評価が客観的かつ論理的に行えるよう、施策実現に関する指標の数値捕捉に早急に取り組む。
- ・発達障害のある児童・生徒の対応や小1プロブレム、いじめ、不登校等については、人材を適切に配置することで一定の成果を上げている。さらなる施策の推進のため、事業の目的・効果の精査、人材や関係機関等の機能・役割分担の整理について継続して取り組むほか、人材の量的水準の妥当性について検証する。また、これらの内容を区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について引き続き検討する。
- ・校舎等の新增設・改修については、長期計画に掲げた整備・改修計画を着実に実施する。
- ・教育センターの機能をより充実させ、学校と実効的に連携できる仕組みづくりを推進する。

施策 10

地域や教育関係機関との連携による教育力の向上

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(学校支援課)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムを構築するとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方を検討するなど、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行や、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年に改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれる中で、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民などが学校運営に参画している学校づくりが求められる。 地域社会全体での教育を図るため、教育情報の共有化がますます求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する情報が広く行き届くよう情報提供の充実が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
39	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（小学校）	校	1	1	1	3			10	学校 支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（中学校）	校	0	0	1	1			5	学校 支援課
40	学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合	%	48.7	51.3	44.0				55	指導室
41	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数（小学校）	校	16	16	14				44	学校 支援課
	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数（中学校）	校	4	4	5				23	学校 支援課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	52,664千円	47,468千円	64,042千円	70,041千円
事業費	11,585千円	9,250千円	11,591千円	17,151千円
人件費	41,079千円	38,218千円	52,451千円	52,890千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。</p> <p>◆長引く不況による保護者の就業の不安定化等がPTA活動の低迷を招いている。父親やPTA活動に無関心な層への啓発が必要である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆教育委員会広報を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。</p> <p>◆開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し、活性化を図る。</p> <p>◆学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく学校支援地域本部事業を推進し、実施校の拡大を図っていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成25年度外部評価対象施策(予定)	

8 二次評価《区の最終評価》	
<p>・学校支援地域本部が有効に活用される体制となるよう、その構築に取り組む。</p> <p>・開かれた学校づくりに向け、多様な取り組みが行われているが、個々の取り組みのねらいが分かりにくくなっている。保護者・地域住民との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、各事業の役割と関係性の整理、他部署との連携などによる実効性のある取り組みを検討する。</p> <p>・地域の教育力を高めるため、地域の実態を踏まえた上で、ある程度区がイニシアチブを取りながら学校や他部署などと連携して取り組む。</p>	

施策 11

地域ぐるみの子育て家庭への支援

主管部長(課) こども未来部長(子育て支援課)
 関係部長(課) 福祉部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
 地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み

①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、地域住民や団体が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成18年5月に区としての児童虐待窓口を設置し、平成19年3月には、江東区要保護児童対策地域協議会を設置した。</p> <p>平成21年9月、東京都が定めた「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」により、都の児童相談所と区市町村の円滑な連絡・調整の基本的なあり方が示され、都区の連携を進める基礎となっている。</p> <p>平成22年に近隣区で児童虐待による死亡事件が発生したことなどから、区民の関心や関係者の危機感が高まっている一方、近隣や近親者相互の人間関係の希薄化もあり、社会全体でこどもを育てていく必要性が高まっている。</p> <p>国及び地方公共団体の家庭教育支援施策については、教育基本法において、第10条第2項「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」として規定されている。さらに平成20年7月教育振興基本計画に特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」が位置づけられた。</p> <p>臨海地域における高層マンション建設の急増により、子育て支援諸施策の対象となる世帯が急増している。豊洲地区では、児童虐待の通告件数も急増しており、その規模は既存の町会、民生・児童委員など地域コミュニティの支援力を超えたものとなっている。</p>	<p>児童虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なりスクが複雑にからみ合っていると捉えられているが、相談窓口や通告に関する普及啓発の効果もあり、当面、相談対応件数の増加傾向が続くものと見込まれる。児童虐待への対応については、一義的対応を行う区市町村への期待が高まるものと考えられる。また、社会的関心を背景に、関係機関との連携も一層推進されることが期待される。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続き、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加する。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>江東区における児童虐待相談対応件数は、平成19年度には358件であったが、平成23年度には405件となり、増加傾向にある。緊急対応を要する身体的虐待もあるが、児童虐待の多くは、施設保護に至らない要支援ケースであり、重症化や再発の防止に向けて、地域において関係機関が連携して支援していく必要がある。</p> <p>家庭教育学級事業への参加者は、平成19年度1,210人、平成20年度1,745人、平成23年度2,413人と拡大している。これは、幼稚園・小中学校に加え、保育園の保護者も対象としたこと、学校段階別に学習機会を拡大していることによる。</p> <p>初婚年齢の高齢化、第1子出産年齢の高齢化、就業率の向上などにより学習者の学習ニーズは多様化、個別具体化している。</p>	<p>こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待に対し、虐待の状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童相談所等との連携を強化するとともに、対応力の一層の強化充実が必要となる。また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上や生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>各保育施設・教育機関は、こどもの日常の変化を身近に感じられる重要な場所であり、安全を守るための場所でもある。虐待を未然に防ぐためにも、区や関係機関との協力体制の確立が強く求められる。</p> <p>子をもつ親をとりまく情報環境は多様になっているがインターネット情報には不確実なものも多い。こどもの成長・発達に関する確かな理解や、スキル、基礎的生活習慣が身につく学習機会が必要となっている。</p>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	担当課
42 児童虐待相談対応件数（年間）	件	415 (20年度)	437	405				—	子育て支援課
43 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	38.9	43.8	47.2				70	子育て支援課
44 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数（累計）	人	1,745 (20年度)	2,063	4,476				12,215	庶務課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	69,097千円	60,825千円	106,359千円	115,610千円
事業費	32,817千円	26,956千円	34,715千円	38,762千円
人件費	36,280千円	33,869千円	71,644千円	76,848千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数も増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年に虐待防止のための関係機関連携マニュアルを作成、更に平成21年には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会の協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。また、平成23年度からは子育てスタート支援事業及びこども家庭支援士訪問事業を開始したところである。児童虐待への専門的な対応力を向上させるとともに、虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実、要支援家庭への適切な援助と見守りについても、地域ネットワークの強化を目指した取り組みが必要である。

都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談対応や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会による関係者間の連携を強化し、虐待予防の取り組みを強化する。養育の困難な家庭に対しては、相談や支援、こどもショートステイ事業などを有効に活用して、虐待の未然防止に取り組んでいく。

また、児童虐待・養育困難への対応として、要支援家庭に対し、関係機関が連携して、適切なケア・支援を行い、再発防止や家族関係の修復ための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。

具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、こども家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある方を、訪問型こども家庭支援士として養成し、定期的継続的な支援士の訪問により、要保護家庭のこどもへの様々な生活支援を、こどもの暮らす家庭や地域で展開し、地域での子育て、見守り機能の強化を図っていく。

また、地域・家庭における教育力の向上を図るためには、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことが重要である。区立幼稚園・小学校・中学校PTAを対象とした家庭教育学級に、私立幼稚園・公立保育園父母の会を加える。家庭教育学級を、PTA等地域教育力の主体となる団体と協働展開し、地域の子育て経験者など、地域人材の積極的な活用を図っていく。また、教育関係機関と連携し、訪問型家庭教育支援事業を展開する。

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・目指す姿である「親と子どもが安心して暮らしています」ということを立証する定性的、定量的な見解がない。今後は、この「親と子どもが安心して暮らしています」を明確に示せる根拠が欲しい。
- ・平成22年度の評価において指摘した「地域・家庭における教育力の向上」については、家庭教育事業への参加者数に増加がみられ、この点で一定の改善が図られている。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・核家族形態の子育て世帯数が急増しており、家庭内児童虐待の問題への対処は潜在的でありながら大きなニーズ要因である。この不慮のリスクを最小限にすることは、顕在・潜在的な区民ニーズであり、専門家・地域人材を動員した現在の取り組み内容は、「地域全体で子育て家庭を支える仕組み」づくりの観点から適正といえる。
- ・「要保護児童対策地域協議会」を活用したネットワーク強化を図りつつ、児童虐待対応力の強化に向け積極的な取り組みを望む。
- ・児童虐待に関しては、身体的だけでなく言葉の暴力にも注意を払う必要性を感じる。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・児童虐待防止対策について、区が地域住民や保育所等から日常的に情報捕捉できる態勢を濃密かつ体系的に形成する意図が明確であり、この点について地域との役割分担は適切といえる。また、児童相談所を中心に都との連携にも配慮されている。
- ・豊洲地区で児童虐待通告件数急増とあるが、高層マンション自治会の未結成、民生・児童委員の欠員等から、地域支援体制の強化が望まれる。庁内関係部署の連携推進を望む。
- ・「地域・家庭における教育力の向上」については、目的の曖昧さから、区の役割も判然としない。区主体の活動及び地域主体の活動のいずれにおいても、もう少し民間・NPO等のノウハウ活用など工夫の余地があるのではないかと。

施策の総合評価(今後の方向性)

- ・「児童虐待防止対策」については、子ども家庭支援センターをインテーク機能の核として、地域主体や都と連携して子育て・教育の悩みに関する適切かつ総合的な措置を取れる体制づくりが進展している点を評価したい。しかし、「専門的な対応」や「地域ネットワークの強化」のそれぞれについてはどのような主体が具体的にどのような役割を果たすのか、区の役割は何か等、主体間の関係性がほとんど理解できなかった。この点、区民に分かるように整理されたい。
- ・「地域・家庭における教育力の向上」は、講座への参加者数増や既存事業の再編等の改善がみられる一方で、何をもち「教育力」が「向上」したと判断・評価できるのか基準が曖昧であり、ともすると区民の自主活動への「支援」も「区民任せ」と言わざるを得ない状況がうかがえる。目的と手段が適正かについて一段の検証・改善を期待したい。

その他(改善点等)

- ・指標の考え方として、「児童虐待相談対応件数」であると、数値が拡大したほうがいいのか、減少したほうがいいのか不明瞭であるが、児童虐待相談対応件数が拡大したほうがよいと考える。「虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合」指標は拡大が望ましく、その割合が増え、相談件数が増えるというのは、児童虐待相談対応の潜在ニーズを掘り起こしたと考えられるからである。

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・児童虐待防止及び地域・家庭における教育力の向上に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図り、効果的・効率的に各事業を実施する。
- ・児童虐待への対応について、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図る等、区・地域・関係機関等の役割の明確化と連携強化を図り、対応力の強化に向けた積極的な取り組みを行う。
- ・地域・家庭における教育力の向上について、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(放課後支援課)
 関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み

①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室(げんきっず)と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、急激に増加しており、それに伴い年少人口も増えている。 平成19年に創設された国の「放課後子どもプラン」を受け、平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。 平成18年に「自殺対策基本法」が施行された。こどもを含め3万人を超える自殺者があり、追い込まれ自殺の予防対策が緊急課題となっている。 平成19年に「保護司法」が改正された。これにより保護司の地域活動は、犯罪を犯した者に加え非行のある少年の改善更生まで範囲が広がられた。 平成20年に内閣府が「青少年育成施策大綱」を改正し、青少年一人ひとりの状況に応じた支援を、社会総がかりで実施することとした。 平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が策定された。翌平成22年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなるが、平成31年度までに「江東きっずクラブ」を全小学校で展開するほか、児童館事業等関連する事業を推進して対応する。 地域での更生活動が進まなければ、非行が増加し、犯罪の再発も予想され、安全な地域づくりが進まない。 社会全体に閉塞感が漂う中では青少年の自殺者数も増加する可能性がある。 総合的な施策の連携が行われなければ、各支援機関が持つ行政資源が有効活用されず、同一人に対する二重対応等、行政効率上無駄が生じる。 こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。 人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きるこどもたちのために、適切な支援が求められる居場所が求められている。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」を実施していない小学校区の保護者からの要望が増すと思われる。 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加が求められる。 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測されるため、規範意識や社会性の育成がより求められる。 自然体験やボランティア、ジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながるため、地域活動等への積極的参加が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
45	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	0	4	11	16			24	放課後 支援課
46	こどもにとって地域環境が安全であると思 う区民の割合	%	26.8	30.3	30.7				50	青少年 課

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	3,610,704千円	3,224,859千円	3,535,249千円	3,615,802千円	
事業費	1,987,574千円	1,715,976千円	1,959,542千円	2,071,677千円	
人件費	1,623,130千円	1,508,883千円	1,575,707千円	1,544,125千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」については、計画どおり24年度に「江東きっずクラブ」を新たに5箇所開設し、16校での実施となった。計画の着実な実施により、この増大する学童クラブ需要に対応を図り、今年度も4月1日現在の待機児童数「ゼロ」を達成した。また、就労していない家庭等の児童や小学4～6年生についても、放課後を安全に過ごすことのできる場を整備し（江東きっずクラブA登録）、着実に「居場所の確保」に対する取り組みを進めている。また、地域状況の変化や「江東きっずクラブ」の開設に伴い、登録児童数が減少している学童クラブがみられ、23年度末で学童クラブ1つを廃止し、24年4月1日現在で2つの学童クラブを休止としている。しかしながら、いまだに登録児童数が20名を切っている学童クラブがあり、これらの学童クラブへの対応が課題として挙げられる。併せて、江東きっずクラブの展開による、既存事業の整理・見直しが必要であり、現在、今後の児童館のあり方を考える中で、児童館事業への整理・統合等も検討している。

◆他の自治体で児童の列に車が突入するという交通事故が起きている。このような事故を未然に防ぐための方策を検討する。

◆「こども110番の家事業」における区民による安全確保、見守り活動の充実をはじめ、青少年を取り巻く薬物の防止等今日的な課題についても、地域の人材の有する専門性や経験、組織、人脈を活用して事業を展開し、区内全域に浸透させていくことが課題となる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆今後5年間も、学童クラブ需要の高い地域や学校の改築・改修工事、学校・保護者の要望等を考慮して、「江東きっずクラブ」の開設を進め、こどもたちの居場所・生活の場づくりのために、効率的・効果的に計画を進めていく。

◆また、地域状況の変化や江東きっずクラブの展開等により、登録児童数が減少している学童クラブについては、一定の基準を定め、休室や廃止を含め、対策を検討していく。

◆児童の登下校時の安全を確保するため児童交通安全業務従事者を配置しているが、通学路の安全の再確認を行うとともに、学校の状況に合わせた児童交通安全業務従事者の適正な配置に努め、児童の安全確保を行っていく。

◆「こども110番の家事業」については、協力者数の増加に努めるとともに、関係団体の協力も仰ぎながら、全区的に地域で子どもを見守る意識を高める。また、東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会と連携し、薬物乱用の防止に努め、青少年健全育成に関わる関係団体の活動の持つ強みを総合的に結びつけ、これまで長年に亘り築き上げてきた信頼関係をさらに深め、区及び地域等が一体となって「健全で安全な社会環境づくり」を実現していく。

7 外部評価委員会による評価

平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》

・江東きっずクラブについて、10年間で全ての小学校で実施するという計画を 着実に実施する。

・共働き家庭のこどもも含めた全児童の居場所を確保し、安心・安全、健全育成を目指すとした施策目標に沿った事業の整理統合が不十分であるので、事業内容の整理を行うとともに、事業の効果や課題、必要性の分析などを行い、社会状況に応じた事業の展開や見直しに取り組む。

・江東きっずクラブの展開を踏まえ、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。

・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

① 青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
② 青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月に「保護司法」が改正され保護司の活動は、犯罪を犯した者の更生に加え、青少年の非行等の事前予防や啓発まで活動が広がられた。 平成20年12月に内閣府が青少年育成施策大綱を改正し、青少年一人一人の状況に応じた支援を、社会全体で実施することとした。 平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。困難を抱える若者に対し、国・自治体の縦割り行政の弊害を踏まえ、調整機能を持つ相談事業や支援ネットワークの構築が求められている。若者を取り巻く不安定な就労環境の中、フリーターやニートの数は全国的に高水準で推移し、悩みを抱える親も増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での更生活動が充実しなければ、再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全な地域づくりを阻害する。 不安定な就労環境が継続すれば、若者に必要な職業能力が身につかず、今以上に就労需給のミスマッチが発生する。また、社会全体に閉塞感が漂う中では青少年の自殺者数も増加する可能性がある。 様々な青少年が抱える問題を、区・地域が連携して解決するネットワークがなければ、引きこもりやニート等困難を抱える若者の数は増加していく。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 進学実績等直接的効果が期待できる学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、且つ低年齢化し、自然体験やボランティアに参加する子どもの数が減少している。学校や家庭に安らげる居場所がないと感じる子どもや、人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きる子どもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。 自然体験やボランティア、ジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながる。 青少年を適切に支援する活動や居場所を確保しなければ、豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがある。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
47	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	140 (20年度)	158	167				150	青少年課
48	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	776 (20年度)	842	838				930	青少年課

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	329,898千円	304,726千円	312,094千円	313,793千円	
事業費	121,836千円	111,350千円	120,698千円	121,362千円	
人件費	208,062千円	193,376千円	191,396千円	192,431千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっていることから、この状況を継続していく必要がある。</p> <p>青少年指導者、とりわけジュニアリーダーの人数が減少しており、次世代育成の取り組みに困難さが増している。背景には受験勉強や習い事の低年齢化、子どもたちの自由な時間の減少があり、指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆これまで長年にわたり築き上げてきた地域団体との信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年指導者（ジュニアリーダー）の育成は、地域との連携強化はもとより、対象となる児童や保護者の理解が得られるよう、PRに努めるとともに、より魅力ある事業展開を図っていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成25年度外部評価対象施策(予定)	

8 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に関係する機関・団体等との連携を強化し、非行問題や薬物問題等に的確かつ効率的に対応できるネットワークづくりに取り組む。 ・現行の事業を実施するだけでなく、その成果を明らかにした上で、施策の目標を達成するための方策を検討する。 ・広い視野で若者をとらえ、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた上で、新たな区民ニーズへの対応策を検討する。 ・講座事業については、他部署との連携を図り講座内容に重複のないよう取り組む。 	

1 施策が目指す江東区の姿

後継者・技術者が確保され、地場産業である製造業を中心に区内の産業が活性化されるとともに、情報処理産業を中心とした大企業との連携の強化により、新旧の異業種の共存共栄が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できる経営力をつけるため、制度融資による経営の根幹への支援とともに、ITを活用した情報発信等、中小企業のネットワークを強化します。また、新技術開発・特許・環境認証取得等による競争力・技術力の強化を図り、産学公連携を活性化させます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち、生涯の職として考えてもらえる機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるように支援します。さらに、都立産業技術センターと連携を強化しさまざまな技術者育成に活用します。
③創業への支援	制度融資・相談・セミナーを行い、区内で起業しやすい環境を整え、堅実な創業に対する支援を行い、優良な創業者を育成します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 経営状況を踏まえた保証料率(平成18年4月)、責任共有制度の導入(平成19年10月)等、信用補完制度の改正 建築基準法改正に伴う建築確認の遅れ、原油・原材料高騰の影響による経営環境の悪化 世界的な経済危機の影響による、企業倒産数及び失業者数の増加 江東区地域経済活性化基本条例制定(平成20年3月) 中小企業憲章策定(平成22年6月閣議決定) 平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、事業者の売上や資金繰りが悪化。また、被害を受けた事業者のみならず、取引関係・下請け関係としての事業活動への影響も懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響で、直接あるいは間接的に被害を受けている事業者が多く、しばらく経営に影響を及ぼすことが想定される。 区内中小企業の減少によりモノづくりの衰退が懸念される。 技能者の高齢化が進み、技能の伝承ができずに技術力・競争力が衰退する。 少子高齢化により経済規模が縮小するため、事業所数の減少が予想される。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 産業構造、流通構造の変化など経営環境が厳しくなる中で、取引先との連携強化、人材育成などの現状施策の強化と、IT化による経費節減、販路拡大、産学連携による技術開発等への取り組みが求められている。 創業や新事業展開及び新製品・新技術開発に対し、資金面・ノウハウ等多面的な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響で、中小企業の経営状況はさらに悪化することから、施策に対する区内の中小企業の要望も増加する。 IT化の遅れがビジネスチャンスの喪失を招くとともに、技術革新の遅れによる技術力の低下がモノづくり産業の競争力を弱める。 後継者不足、人材不足により、技術力が衰退し、事業の継続が難しくなる

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
49	事業所数（工業）	事業所	2,380 (17年度)	2,141 (20年度)					—	経済課
	事業所数（商業）	事業所	4,550 (19年度)	5,243 (21年度)					—	経済課
50	製造業における従業員数	人	17,090 (17年度)	16,881 (20年度)					—	経済課
51	K-NETアクセス件数	千件	200 (20年度)	161	206				230	経済課
52	地場産業の出荷額	百万円	151,790 (17年度)	150,346 (20年度)					—	経済課
53	創業支援融資貸付件数	件	49 (20年度)	56	48				—	経済課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	1,078,954千円	711,655千円	1,126,630千円	1,159,065千円
事業費	970,141千円	610,489千円	1,022,422千円	1,054,707千円
人件費	108,813千円	101,166千円	104,208千円	104,358千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>区内の事業所は、従業員20人未満の小規模企業が多く、昭和56年の2664カ所をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、伝統技術を保持している事業所が含まれている。</p> <p>これらの原因には、安価な外国製品の流通や若者の製造業離れといった社会経済状況の変化、後継者の不足、伝統技術継承者育成の困難性、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業が考えられる。</p> <p>また、東日本大震災により、多くの事業所が経営に影響を及ぼしている。</p> <p>こうしたことから、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援が求められている。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆立ち遅れ気味の中小企業の「IT化支援のため、「K-NET」やパソコン教室、ホームページの作成支援等の更なる充実を図る。</p> <p>◆中小企業の活性化を図るため、新製品・新技術補助事業を充実する。</p> <p>◆産学公連携の共同研究補助を拡充するとともに、伝統工芸の発展・継承のため、職人と大学とのコラボレーションにより現代に通じる作品を制作し、あらゆる機会を活用し周知していく。</p> <p>◆積極的なセミナーの開催や相談業務の充実等により、区民の創業を支援する。</p> <p>◆中小企業の資金調達支援の強化を図るべく、社会経済情勢に応じた融資制度の充実を図る。</p>

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

・地場産業である製造業を育成・発展させるといふ観点において、海外からの安い輸入品との価格競争、東日本大震災による経済の衰退などが影響したこともあり、施策の目標に対し、成果が上がっているとはいえない。しかしながら、目下、中小企業対策としては経営の安定化、倒産防止に注力すべきことから、施策目標として掲げられた成長志向に対する成果が上がっていない点も、やむをえない状況である。むしろ、経済状況が安定するまでの間、施策の基本的内容を「安定化」中心に臨時変更することも考えてはどうか。

・南部地域においては情報通信業やサービス業の業者が増加していること、また、展示会への出展支援やマンション建設に伴う人口増による売上増など、明るい展望もある。

・創業支援については成果が上がっている。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・経営安定化、営業継続のための資金繰りニーズが強く、これらのニーズに対して実施している融資斡旋や利子補給事業は、現実のニーズに対応しているとはいえず本施策の目標適合性が低いと言わざるを得ない。

・中小企業が求めるものは後継者不足への対応なのか、Webを利用した営業展開なのか。BCP策定支援を受けた事業所がゼロであったように、事業者ニーズと区の施策にズレが生じている。求められる支援を的確に把握し柔軟に、また早急に対応できるよう、取り組みを見直す必要があるのではないかな。

・中小企業向けのセミナーや、パソコン教室については当該取り組みの告知が十分になされていない。当該取り組みは、K-NET及び区報において告知しているが、ITに弱い企業を支援するための情報がホームページ上にあっても有効活用されにくい。中小企業の経営課題の把握・分析が不十分であるとみられるため、現場に向向いて現場の声を集める必要がある。過去の施策を継続するだけでなく、今までの施策にとらわれない斬新なアイデアで支援に組み込むといった姿勢が必要である。

・地場産業である伝統工芸の技術を継承するため、ユーザーからアイデアを提供してもらい、それを伝統工芸の従事者が製品化するという取り組みが必要である。このような取り組みは民間が実施し、区はそのコーディネーターの役割を果たすべきであると考える。

・人材育成及び若年就労支援の一環で、約30人ほどの若者が区の中小企業に就職したという取り組みについては、評価する。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・東京商工会議所と東京都中小企業公社とは連携しているとのことだが、他にも関東経済産業局、その他大学や試験研究機関等様々な連携相手がある。一定の評価はできるが、まだまだ不足している。

施策の総合評価(今後の方向性)

・中小企業を金銭面で支援するだけではなく、企業が自ら強くなれるような支援が必要である。

・製造業中心から、情報通信業やサービス業、商業へと産業構造の変化がみられるため、この変化に対応した施策の組み立てが重要となってくる。さらに、伝統技術の承継については、現代の消費者ニーズに合わせた商品づくりを促す施策が重要となってくるものと考えられる。

・経営安定化、営業継続のための施策に重点を置くべき状況にあることを考慮すると、現在の取り組みが施策の目標に適合していないからといってただちに成果なしと断ずることはためらいがある。しかし、例えばIT施策を取り上げてみても、事業者がICT対応しなければ成長できない、この先生き残っていないと本気で考えているのならば、何か何でもサポートを受けさせるという強い姿勢が必要であるにもかかわらず、それが伺えない。成果なしと断ずることはできないが、取り組みに甘さがあるということは指摘しておきたい。

・IT関係の取り組みが中小企業にとって最重要課題の一つであると認識するならば、より積極的な働きかけを講じるべきである。

その他(改善点等)

・展示会等への出展費用補助を厚くするなど、実効性の高いインセンティブ策を強化すべきである。

8 二次評価<<区<<最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・区内中小企業におけるニーズの把握及び分析の方法を再検討する。
- ・既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。
- ・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、産学公連携による研究開発や後継者育成に積極的に取り組む。
- ・中小企業に対するIT支援をより積極的に推進する。

施策 15 環境変化に対応した商店街振興

主管部長(課) 地域振興部長(経済課)
 関係部長(課) 福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①利用しやすい商店街の拡充	商店街が取り組む空き店舗の有効利用や、独自サービスに対する支援を充実させ、楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	シンボルマーク・キャッチフレーズの策定や、特色ある外観の創出など商店街が行うPRに対し、積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
大型店等の影響や、集客の核となる店舗及び後継者の不足など、一連の問題が複合的に商店街を疲弊させ、店舗の廃業や休業につながり、空き店舗が増加し活気が失われつつある。一方で、平成21年に地域商店街活性化法が施行され、地域コミュニティの担い手としての役割が期待されている。	会員数の減少や役員の高齢化とともに、商店街数の減少傾向が続き、商店街機能を維持することや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取組み等の機能を備えることが困難となる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
大型店等の利用が増える一方で、以前のような商店街の賑わいの復活を求める声大きい。地域からは、従来の機能に加え安全・安心、子育て、エコ活動およびまちづくりへの寄与や住民交流のためのスペースの提供など、商店街に対するニーズは多様化している。	廃業・休業する店舗の増加により、商店街では業種構成が不足し、身近な商品・サービスの提供が限定され、高齢者を中心に、近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。また、商店街の組織力低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることが困難となる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
54	1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	2.0	2.1	2.1				3.5	経済課
55	賑わいが増したと回答した商店街の割合	%	11.1						20	経済課
56	魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	39.2	41.8	40.2				50	経済課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	215,620千円	184,912千円	193,041千円	180,678千円
事業費	169,795千円	142,326千円	148,755千円	136,154千円
人件費	45,825千円	42,586千円	44,286千円	44,524千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、個店経営者の高齢化、後継者難による基礎体力の低下など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、個店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。また、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの賑わいを創り出し、生活にうるおいと豊かさを提供するコミュニティの核としての役割を担うことも期待されている。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる機能を商店街が備えるためにも、様々な角度から商店街を支援していかなければならない。
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
◆個人商店ならではの、大型店舗にはない個性的な品揃えや、消費者ひとり一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる商店の創出を支援する。◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。◆商店街が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。◆商店街が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。

7 外部評価委員会による評価
平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》
<ul style="list-style-type: none"> ・区内商店街が求めるニーズ等の情報が不足しているため、事業展開の基礎となるような情報の収集を行う。その上で、区内商店街のニーズを十分に把握し、商店街支援の目的・スタンスを明確にして、商店街活性化に向けた新たな施策展開を検討する。 ・観光事業と連携した商店街の活性化方策について検討する。

1 施策が目指す江東区の姿

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	日々複雑多様化する区民からの相談に適宜適切な解決策の提示を行います。また、困難な事案に対しては、関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年7月1日東京都消費生活条例及び施行規則の一部改正施行 ・平成19年9月30日改正金融商品取引法施行 ・平成19年11月21日消費生活用製品安全法の一部を改正する法律公布、平成21年4月1日施行、長期使用製品安全点検・表示制度の開始 ・平成19年12月割賦販売法の制度整備及び企業・業界の自主的取組を促す方策について、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書が出され、第169回通常国会において改正法律案が成立、平成20年6月18日公布 ・平成20年12月1日改正特定商取引法の電子メール広告規制(オプトイン規制)施行 ・平成21年5月29日消費者庁関連3法が成立、同年9月1日消費者庁創設 ・改正貸金業法(総量規制)平成22年6月18日完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていない。 ・通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し消費者被害が増加していく。 ・高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。 ・食と放射能の問題により、今後も食物に対する消費者の不安心理や不信感が継続する。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・製品や食品に対するリスク・事故等に対し消費者の不安要素が高まっているなか、被害の拡大防止、風評被害の防止等のため、安全対策や問題解決へ向けた迅速で適切な情報提供や助言・指導が求められている。 ・高齢者や若者を対象とした悪質商法に対する未然防止のための取組みや被害者の相談に対する迅速で的確な助言、解決が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの製品や食品の安全性、個人情報不正使用、消費者被害の発生・拡大等、消費者を取り巻く社会環境に対する不安要素が増大していく。 ・食の安全・安心に対する取組や動向に対する消費者の関心は高く正確で迅速な情報の提供が求められる。 ・消費者心理を利用した悪質かつ巧妙な手口が増加し、高齢者・若者対象の被害がさらに増えると考えられる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

Content is empty in the original image
--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
57	消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	35.0	34.0	32.7				65	経済課
58	消費者相談の解決割合	%	13.26 (20年度)	12.8	11.3				20	経済課

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	77,191千円	73,505千円	62,918千円	54,915千円	
事業費	39,855千円	38,722千円	26,800千円	28,325千円	
人件費	37,336千円	34,783千円	36,118千円	26,590千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>食の安心・安全という事項に対する消費者の信頼を揺るがず事件や、生活の基をなす財産を狙う悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等を通じて消費者の関心が高まっていくものの、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者に見られるケースとして、実際に消費者被害に遭遇してしまった際に自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念して、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自己責任で対処しようとして相談窓口を利用しないために更なる被害拡大に繋がるケースが少なくない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆区民に向けて消費者相談窓口を周知するとともに、消費者センター事業の役割や機能を浸透させるため、消費者展や生鮮学習事業及び消費者講座事業等を活用して、事業参加者に対してのPR活動を行う。また、区ホームページや広報紙を活用して幅広く情報発信するなど、積極的に消費者センターの認知に努める。◆食と放射能の問題等から端を発した、食の安心・安全に対する不安から信頼を確保するための取り組みや、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にして、迅速で正確な情報提供に努める。◆若者や高齢者を狙う悪質商法を撲滅するために、各年代を対象とした金融教育や消費者教育に積極的に取り組んでいく。主として、消費生活相談員と共に各施設等へ出向き、各年代にそれぞれ特化した消費者被害実例を報告し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費生活相談に対し迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得や向上とともに他都道府県の相談員等と職場における現状や相談対応等様々な情報交換や交流が可能である研修等への参加を積極的に行うことで、消費生活相談員の資質向上を図る。</p>	

7 外部評価委員会による評価
平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談体制に関する啓発に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ適切な解決策を提示できるよう努める。 ・消費者情報の提供については、各事業の必要性・有効性について検討する。 ・講座事業については、他部署との連携を図り講座内容に重複のないよう取り組む。

施策 17

コミュニティの活性化

主管部長(課) 地域振興部長(地域振興課)
 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課)、
 地域振興部長(文化コミュニティ
 財団)、区民部長(区民課)、
 土木部長(水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を超えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人登録含む) 439,609人(H19.1.1)→476,523人(H24.1.1) ・町会・自治会加入率推移 65.7%(H19.4)→63.7%(H24.4) ・外国人登録者数の推移 16,616人(H19.1.1)→21,157人(H24.1.1) ・NPO法人数 117団体(H19.3)→163団体(H24.3) ・ボランティア数(登録) (団体)73団体(個人)2,721人(H19.1) →(団体)93団体(個人)4,928人(H24.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加により、地域住民相互の交流の促進やコミュニティ活動への積極的参加が必要になる。 ・町会自治会加入率の低下により、新住民と従来からの住民、または新住民同士のコミュニティの希薄化が進み、地域活動の低迷と共助力が弱まり、災害時の地域における救援活動が難しくなる。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・地域に住む外国人の増大が見込まれるとともに、生活情報の多言語化や言語・習慣の相互理解、災害時の地域連携が必要になる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・定住意向が高まる中、防災、防犯、高齢者見守り等地域コミュニティに求められる役割が重要になっている。 ・人口増加により、新住民が区を知る機会や従来からの住民との地域交流の場が必要とされている。 ・外国人の急増から日本語や生活習慣を学ぶ機会、情報の多言語化や相談窓口の一層の充実が求められている。 ・在留状況の長期化や多様化から、日常生活上での問題や悩みを相談できる体制の整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のコミュニティ活動への支援に加え、災害時の自助共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、リーダーの育成等が求められる。 ・地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。 ・地域に住む外国人と地域住民との間の生活習慣・文化の相互理解を深める機会の創出が必要になる。 ・外国人登録者数の増加により、相談内容が多種多様になり、他の行政機関や公共機関を紹介するケースが増加すると予想される。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
59	町会・自治会・NPO・ボランティアなど コミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.4	20.8	22.2				26	地域 振興課
60	区が提供するコミュニティ活動情報を使 ったことがある区民の割合	%	19.3	20.6	23.3				24	地域 振興課
61	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（区民館）	%	56.4 (20年度)	53.7	53.3				60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（地区集会所）	%	19.2 (20年度)	17.7					20	地域 振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（文化センター）	%	63.8 (20年度)	62.0	60.8				65	地域 振興課
62	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	896 (20年度)	929	543				920	地域 振興課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	673,643千円	611,755千円	1,049,772千円	660,177千円
事業費	456,148千円	409,720千円	795,309千円	434,593千円
人件費	217,495千円	202,035千円	254,463千円	225,584千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆急激な人口増加は、地域における新旧住民の意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していくうえで新旧住民及び新住民同士、特に集合住宅（マンション）における交流は必須の課題であり、新住民が区を知る機会や住民相互の地域交流の機会と場が必要とされている。◆住民の地域コミュニティに対する意識の差が町会・自治会加入率の低下という形で現れていると考えられる。その一方で防災意識の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と増進が注目されている。今後円滑な地域コミュニティを結成していく上で新旧住民、ならびに新住民同士の繋がりが強く求められている。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められている（「江東区民意識意向調査」より）。また、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、相互理解を深める機会の創出が必要である。区内外国人のニーズ把握が十分でないため、外国人の実態調査を行い、外国人がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新住民と従来からの住民、または新住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化、②大規模マンションを対象とした自治会設立等促進支援事業、③不動産関係団体との連携による加入促進事業などを実施し、町会マップ・リーフレット等による地域の見える化の推進とあわせて、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会等未結成のマンション管理組合を対象とした自治会設立に向けたマニュアルの作成、セミナーの開催等の新たな支援策を検討する。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、平成22年度から導入した「協働事業提案制度」を引き続き実施する。また、平成23年9月に開設したコミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントの継続的な開催により、区内外を知る機会や世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際理解教育や交流イベントを推進する。また、外国人のニーズや実態に即したコミュニティ活動を支援していくため、外国人の居住状況についての基礎的な調査・分析や課題等を整理し、外国人（および日本人）の総合実態調査の実施に向けた準備を進めていく。

7 外部評価委員会による評価

平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》

- ・コミュニティ活動への参加ニーズを具体的に分析し、新築マンション等の自治会設立への支援及び新旧住民の交流の促進について、効果的な方策を検討する。
- ・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに区民のコミュニティ活動に対する関心を高めるなど、地域の特性を踏まえ、区民自らコミュニティの発展や課題解決に取り組むことができる環境の整備を図る。
- ・外国人のニーズを把握し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。
- ・23年度開設の「ことこみゅネット」を有効に活用し、認知度を高め、コミュニティの活性化を積極的に支援する。

施策 18

地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、地域スポーツクラブの育成支援などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させます。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に教育振興基本計画が策定され、社会全体で教育の向上に取り組む方向性が示された。 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比しトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部地域に不足が生じている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 平成12年9月に文部省(現：文部科学省)が策定した「スポーツ振興基本計画」により、平成22年までに各区市町村に総合型地域スポーツクラブを1つ以上育成することとなった。江東区では初めての地域スポーツクラブを平成21年2月に深川第七中学校区域に、2番目を平成23年2月に東陽・木場地域に設立した。また、平成23年に新たにスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念等が規定された。平成24年には文部科学省が本基本法に基づくスポーツ基本計画を策定し、今後わが国のスポーツ政策の具体的な方向性が示された。 平成20年の図書館法の改正により、社会教育における調査、研究及び学習した成果を活用する機会の提供が求められている。 国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、区においても、「江東区子ども読書活動推進計画」を平成23年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設のさらなる効率的な活用が求められる。臨海部地域の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が必要である。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 今後の地域スポーツクラブの設立については、地域のニーズを聞きながら、区として設立の支援を行う。 図書館ボランティアの活用拡大や、関連施設等との連携による読書活動の推進が求められる。 区民や地域団体等が、調査、研究、学習した成果を発揮できる機会の創出が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を実践する世代が就学前のこどもから高齢者まで幅広く、学習メニューの要望も多種多様となっている。 65歳を迎えた団塊世代は生涯学習を通じた地域社会とのかわりを求めている。 区営スポーツ施設では利用者ニーズの把握に努め、そのニーズにあった各種教室・講座を実施してきた。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 こどもの読書環境と学校図書館の充実のため、読書活動推進について区立図書館との連携強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を通して習得したものを地域社会活動に活かせる仕組みづくりや、区民ニーズに対応した多様な生涯学習メニューの提供等、生涯学習環境に対する継続的な支援が求められる。 スポーツ活動では、今後も多種多様なニーズを把握することが必要になるが、教室数を増やすことには限界がきているので、民間スポーツ施設との棲み分けを検討する必要がある。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、より一層利便性の向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場や機会の拡大を図るとともに、学校図書館と区立図書館との連携を強化し、資料の有効活用を図っていく必要がある。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
63 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	18.7	17.5	18.8				25	文化 観光課
64 図書館の登録利用者数（年間）	人	88,784 (20年度)	97,087	95,657				92,000	江東 図書館
65 図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,122 (20年度)	4,614	4,624				4,500	江東 図書館
66 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	14.2	13.0	14.3				20	文化 観光課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	6,006,050千円	5,520,688千円	6,919,769千円	8,045,140千円
事業費	5,270,998千円	4,837,116千円	6,221,612千円	7,307,241千円
人件費	735,052千円	683,572千円	698,157千円	737,899千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総合的な文化振興に係る基本方針(計画)が、まだ、策定されていない。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいるため、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。

区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が見られる。また、退職を迎えた団塊の世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。

図書館の利用者、貸出数等は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。

対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。

地域スポーツクラブはtoto助成金「自立支援事業」により活動を続けている。この事業では、人件費が8年間、事業費が5年間の助成となるが、助成終了後の運営については、助成金以外の収入の確保が必要となる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

文化に関する基本方針については、平成24年度中に策定する。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設先押さえに加えて、新たな支援策を実施する。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにも繋げていく仕組みとして、リバーガイドや英語解説ボランティアなど先駆的な取り組みを進めているが、今後、退職後の団塊の世代等の知識・経験を活かしたメニューを創っていく必要がある。

◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティア参加希望者や学校司書等の活用を図りながら、学校や子育て施設、高齢者施設等の関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。

◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館をめざす。区民との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステム等による総合的、体系的なサービス向上を図る。

◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設的环境整備や様々な情報提供に対応できる資料管理に取り組む。

◆地域スポーツクラブは一定期間toto助成金を受けられるため、会費を安く設定できている。助成金終了後は会費収入を中心とした自主財源で運営しなければならないため、区として補助金等の助成について検討する必要がある。区として、スポーツ施設指定管理者、体育協会、スポーツ推進委員、各競技団体等と相互に連携を図りながら、スポーツの多様なニーズに応えていく。

7 外部評価委員会による評価
<p style="text-align: center;">施策の目標に対して、成果は上がっているか</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用者数が平成26年度の目標値を超えていること、また、スポーツセンターの夜間利用時間を30分間延長した成果が表れていることから一定の成果は上がっている。 ・生涯学習に取り組みたい人、スポーツがしたい人に対するサービスについては一定の成果を上げているものとみられるが、参加者を増やすという本施策の目標については、現状において達成されているとは考えられない。このことは、区民のうち何人(何%)が参加し、何人(何%)が不参加であるかという最も基礎的なデータを把握できていないことに顕著に表れている。 ・生涯学習に関してはその世代、地域性、必要性などを把握したうえでプランニングする必要があると考える。
<p style="text-align: center;">区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の図書館がビジネスルーム、キッズコーナーの設置等、各箇所それぞれ特色を出し、地域のニーズにあった図書館づくりを行っていることは評価できる。また、図書館やスポーツ施設利用者の声を反映するためにアンケートをとるなど、区民のニーズ把握に努める取り組みを展開していることも評価できる。 ・但し、施策目標を達成するためには、不参加者の参加に向けた工夫をいかにするべきかという観点からのニーズ把握が必要不可欠であるにも関わらずその実態すら把握されていないことから、ニーズに対応した取り組みが展開されているとは言い難い。施設使用者の実態を把握しつつ、区民のニーズを把握する方法についても工夫が必要である。
<p style="text-align: center;">区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設等にある民間のカルチャーセンターにおいても、本施策に似た事業を行っていることから、区で実施しているものとの明確な役割分担が適切に行われているとは言えない。2年前にも同様の評価がなされていたが、状況に変化が見られないのは残念である。 ・地域スポーツクラブは自主企画・運営されるべき組織であるが、3年後に向けた財政的自立化のめどが立っていない。公費の投入が検討されているようだが、それが補助金であるとすれば適切な役割分担関係があるとは言えない。 また、本来的には区民、企業等の役割責任において財源問題は処理されるべきであるにも関わらず、結局のところ指定管理料とはいえ公費の充当が優先検討されていることに違和感を感じざるを得ない。
<p style="text-align: center;">施策の総合評価(今後の方向性)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも成果指標がきわめてあいまいなため、いかにして成果を把握するべきかが不明瞭である。スポーツ、生涯学習に区分して、具体的な実人数ベースでの参加率を把握し、その方々の地域への還元活動の定義を明確にしたうえで貢献度を測定するという科学的進行管理の手法を導入すべきである。 ・生涯学習をどれだけ公費で支援するのか、地域のスポーツ振興をどれだけ公費で支援するのか、またその必要性はどこにあるのか、目的は何か。今までの施策を踏襲するだけではなく、オリジナリティのある、より現実的で具体的な施策を区民に示していただきたい。 ・今現在、スポーツ・生涯学習を行っていない区民をどのように掘り起こすかが課題となるが、昨今流行となっているスポーツ(例えば、マラソン、ヨガ等)教室を取り入れる等、特色のある内容が課題を解決する鍵になると考える。 ・図書館においては、ICタグ化が進んでいる。今後、各種データの収集・分析、そして施策へのフィードバックに期待する。
<p style="text-align: center;">その他(改善点等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉関連施策においても、生涯学習と関連する取り組みがなされている。本施策内だけで「生涯学習」を捉えるのではなく、当該施策担当部署は政策全般の中で「生涯学習」を捉え、幅広い施策の“司令塔”としての役割を果たすよう努めるべきである。 ・各種アンケート調査の方法が、施策評価のための基礎数字や目標値の設定に活かされていないのではないかな。 ・生涯学習とスポーツという二つの施策を一つの目標のもとで進行管理することの是非について、一度再検討することが必要であると思われる。

- ・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、ニーズに対応した事業を展開する。
- ・生涯学習・スポーツ振興について公費で支援する範囲に留意しつつ、区と民間カルチャーセンター・民間スポーツセンター等との役割分担や連携のあり方を検討する。
- ・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。
- ・現在生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民の参加を促すような仕組みを検討する。
- ・区の組織間連携を密にし、区民への生涯学習メニューの効率的な提供方法を検討する。

1 施策が目指す江東区の姿

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①男女平等意識の向上	学校や企業、個人、地域に対して、各種啓発活動を行うなど、一人一人の意識改革を図ります。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関係なく家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけや家庭などへの支援を行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法に基づく基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・(H19.4)改正男女雇用機会均等法施行 ・(H19.7)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正(H13.10制定、H16.6改正) ・H20年が「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」元年と位置づけられる。 ・(H21.4)次世代育成支援対策推進法改正 ・(H22.12)国による第三次男女共同参画基本計画の策定 ・(H23.3)江東区男女共同参画KOTOプラン策定 ・(H24.3)東京都男女平等参画行動計画改定・東京都配偶者暴力対策基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・成果主義の進展、パート・派遣労働者等の非正規雇用の増大等、雇用環境の変化がさらに進む。人口減少時代における社会全体の労働力不足等から、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再チャレンジへの支援が一層求められる。 ・女性に対する暴力の防止に向けた法整備が進められていることから地方自治体による暴力防止施策の推進、配偶者暴力相談支援センター整備等の被害者支援が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の地位の平等感について、前回調査(平成12年)から比べて、家庭生活や地域社会など全体的に若干の改善傾向にあるが、依然として5割以上の方が男性優遇と考えており、女性だけで見ると6割弱となっている。 ・固定的な性別役割分業意識(※)について、肯定的な回答は女性34.9%、男性49.1%で、男女間の意識に差があり、依然として男性の意識が高い状況である。 ・区の政策などの意思決定の場に、もっと女性の参画が進むことを望むとする意見が全体の8割となっている。 ・仕事と仕事以外の時間的バランスの希望と現実には差がある。 ・東日本大震災の経験を経て、防災に関する区民の意識が高まり、避難所運営などについても男女共同参画の視点が必要となっている。 <p>※固定的な性別役割分業意識：昔からある考え方で「男性は外で仕事、女性は家庭で育児」というような意識。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢の時代を迎え、育児・介護等家庭生活と仕事との両立が図れる環境整備が求められる。 ・団塊の世代が65歳を迎えつつある中で、男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することが出来るような環境整備、意識啓発が一層求められる。 ・更に男女双方の視点に立った政策が求められる。特に東日本震災後は、復興計画などにおいてそれが顕著となってくる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
67 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	16.7	20.1	20.3				40	男女共同 参画推進 センター
68 区の審議会等への女性の参画率	%	29.3 (20年度)	29.5	30.1				40	男女共同 参画推進 センター
69 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	25.2	26.5	28.0				38	男女共同 参画推進 センター
70 DV相談件数	件	1,146 (20年度)	1,773	2,067				—	男女共同 参画推進 センター

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	180,275千円	157,284千円	250,461千円	216,386千円
事業費	163,225千円	141,458千円	177,257千円	138,346千円
人件費	17,050千円	15,826千円	73,204千円	78,040千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識づくりを広く浸透させるため、情報紙「江東の女性」を発行し配布を行っているが、情報紙の認知度は低い。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動を展開させるため、その基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを実施しているが、パルカレッジ修了者が必ずしも実際の地域活動に結びついているとは言えない。◆DV問題を主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を専門相談員2名を配置して実施しているが、DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により多岐に渡る相談があり、複雑化した相談への対応が困難な場合がある。◆情報紙において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の記事を掲載するなど、広く啓発を図っているが、H21年に実施した意識実態調査の結果から、区内企業のワーク・ライフ・バランスへの関心度は全体の5割弱であるものの、実際に取り組んでいる企業は少ない。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆情報紙について編集ノウハウのある区民等の参画や審議会での意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなどの内容の充実を図るほか、配布方法を含めた区民への周知方法の改善を図り、認知度の向上を図る。◆パルカレッジ修了生がパルカレッジ等の講座企画や情報紙の編集に参画できるような仕組みづくり等フォローアップを行う。◆複雑化するDV等の相談に対応できるよう相談体制を確保するため、各関係所管との連携強化を図る。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、企業に対する支援施策を検討する。◆第5次男女共同参画行動計画とDV防止法に基づく基本計画に基づき、効果的な施策展開を関係各課と連携して推進する。

7 外部評価委員会による評価	
施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等であると思う区民の割合の低さや、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない企業の割合の高さなどから、成果が上がっているとは言えない。 ・成果指標の数値をみるかぎり成果が上がっているとは考えられないが、それ以前に本施策の目標がきわめて抽象的であり、その成果をいかにして図るべきかがよくわからない。 ・短期間で成果の上がりにくい施策の一つと考える。 	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・DVは傷害等の犯罪行為であり、労働現場における差別も労働法上の不法行為であると考えられる。これらを解消することは社会的ニーズであり、その点においては一定のニーズ対応ができているものと見てもよい。 ・DV問題を主とした相談事業について、相談事業の認知度を高める取り組みが見えない。より効果的な広報に注力するとともに、積極的なアウトリーチが望まれる。 	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画意識を啓発するため、パンフレットの配布や講座を行ってはいるが、今後は区民と協働して状況の把握を的確に行い、具体的な対応策を確実に進めていくことが必要だと思われる。 ・DVは傷害等の犯罪行為であり、労働現場における差別も労働法上の不法行為であると考えられる。したがって、警察、労働基準監督署との連携が不可欠であるが、その基本的な連携ができていないものとみられる。 	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策名が「男女共同参画社会の実現」であるのに対して、取り組みの内容は男女平等意識の向上に重点が置かれている。名称と実態にズレがあるのではないかと。 ・本施策がなぜ必要なのか、なぜ公費を投じて実施する必要があるのかという素朴な疑問に対して、区は十分な説明をすることができるのか。労働法上、刑法上問題のある状況を解決するための施策内容に絞り込む等の検討が必要ではないかと考えられる。 ・企業の意識、男性の意識、同時に女性の意識の変革は子供のころからの教育によるところも大きい。的確な目標を設定し、長いスパンできめ細やかな教育を模索する必要があるのではないだろうか。抽象的な概念の中で人権擁護を訴えても、おそらく理解しにくく成果は期待できない。区民目線、区民と協働で実践できるより具体的な施策が望まれる。 ・実際に、性別による不当な扱いを受けるのは、会社・学校等の民間の組織内であり、そのような場合、行政がある程度ペナルティを与えたほうが男女共同参画社会が実現すると考える。しかし、法令上の規定がないため、行政は啓発活動にとどまるしかない。例えば入札の際に、ワーク・ライフ・バランスを重要視している会社が優先して参加できるような制度などを検討してみたいかかか。 	
その他(改善点等)	
特になし	

8 二次評価<<区の最終評価>>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業について、目的・効果を精査した上で、更なる整理・見直しを検討する。 ・特に情報誌の発行については、目的・効果を精査した上で、紙面構成や配布方法等を含めた、総合的な見直しを検討する。 ・講座事業については、他部署との連携を図り講座内容に重複のないよう取り組む。 ・こどもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。 ・DVへの対応は、警察等関係機関との適切な連携を図る。 	

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財ガイドの育成や伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会の成熟にともない伝統文化や芸術文化を享受したいといった欲求が高まっている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・文化的景観や民俗技術が文化財保護法の改正(平成17年4月施行)により文化財保護の対象に加えられた。 ・「伝統の継承」「伝統文化の尊重」「郷土を愛すること」が教育基本法の改正(平成18年12月施行)により盛り込まれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本法制定(平成13年2月)を機に区民の文化芸術に対する関心が高まっており、伝統文化や芸術文化を知ることや参加する機会を一層求める。 ・人口構成の割合が高い団塊世代を中心に、ライフスタイルの選択肢として、こころの豊かさやゆとりのある生活をより求めるようになる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・「区に長く住んでいるが地元のことをよく知らない」、「引越してきたばかりで江東区を知りたい」と高い定住意向とともに身近な区の歴史や文化に関心が向けられている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出てきている。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供が求められてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や芸術文化を知る機会や親しむ機会の提供と支援が求められるようになる。 ・区民が自らの世界を広げ、自らの人生を豊かにするため、ゆとりの時間を地域の歴史や伝統文化、芸術文化への意識や関心が高まってくる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・芸術文化を楽しむ機会の充実や新しい地域文化を生み出す環境づくりが求められている。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
71	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	41.5	40.2	39.7				50	文化 観光課
72	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	57.8	52.1	53.0				65	文化 観光課
73	芸術文化活動団体の施設利用件数	件	63,534 (20年度)	69,413	67,681				66,000	文化 観光課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	716,413千円	623,790千円	665,191千円	658,527千円
事業費	665,264千円	576,314千円	627,409千円	621,217千円
人件費	51,149千円	47,476千円	37,782千円	37,310千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆本区は震災、戦災により壊滅的被害を受け貴重な文化財を数多く失った。昭和55年に文化財保護条例を制定し、文化財をできる限り広範囲に捉え、それを台帳に登録する制度を採用し、平成23年度末で文化財登録数は、1055件になる。これらの文化財を6名の文化財専門員を中心に保存、保護活動を進めているが、専門家だけでは一定の限界が見られる。また、初期の登録では広く捕捉したことによる登録台帳の不備も散見されており、台帳の整備とともに次世代への文化財の継承方策が早急の課題となっている。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。経費的にも、共催の運営形態をとることにより実質的な経費の支出を抑えている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称され26回目を迎えた「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆文化財の次世代への継承は、現在の保護・保存活動にかかっているが、これらの活動を行政のみで行うことには大きな制約がある。今までの文化財行政では文化財講習会を通じて数多くの区民と協力関係を築き保護活動を進めてきた経緯がある。他区と比べて格段に多い文化財を継承していくためには、講習会の持続とさらに多くの区民と強固な信頼関係を持ち続け協働体制を強化していくことが必要である。その中で特に文化財保護に関し、地域のリーダーとして啓発活動をすすめる民間協力員として位置づけられている文化財保護推進協力員活動をさらに充実させていく。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、区内アーティスト及び芸術提携2団体等との連携を強化し、江東区ならではの新たな地域文化として、例えば「江東ユースジャズフェスティバル、江東真夏の第九、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団」等区民参加型の芸術文化を育成していく。また、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化をアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成25年度外部評価対象施策(予定)	

8 二次評価<< 区の最終評価 >>	
<p>・文化財や伝統文化、区の特徴ある芸術文化活動の保存・支援に取り組み、一層PR・活用に努めるとともに、観光振興・福祉・教育・産業など他の施策との連携についても検討する。</p> <p>・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に取組みとともに、その積極的なPRに取組み、多くの区民の参加を促す方策を検討する。</p> <p>・歴史文化関連施設について、利用対象者を明確にし、更なる効率性・採算性の検証に取り組む。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

①観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
②観光客の受け入れ態勢の整備	観光案内所の整備やシャトルバスの運行など、観光客の利便性向上に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
③他団体との連携による観光推進	他自治体・民間企業などとの連携により、新たな観光ルートの創出やイベントを開催するなど観光施策を幅広く推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本法が制定され(平成19年1月1日施行)、観光による国づくり、地域づくりが提唱されている。また東京都においても観光産業振興プランを定め、観光振興に対する取組みを強めてきている。 ・区においても、「江東区観光推進プラン」を平成23年3月に策定した。 ・臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物の建設が進んでいる。 ・「東京スカイツリー」が平成24年2月に完成し、5月に開業した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致による地域経済のさらなる活性化が求められる。 ・観光資源の効果的な活用と、区内外に対する積極的なPRが求められる。 ・臨海部と東京スカイツリーを結ぶ内陸部での観光拠点を整備することがますます必要になってくる。 ・新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 ・東京ゲートブリッジ開通や、東京スカイツリーの開業により、本区内への観光客の増加が見込まれる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・観光による地域経済の活性化が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められるようになってきた。また、適切な観光の情報発信と効果的なPRも求められるようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の開発が進み、今まで以上に臨海部と内陸部とを結んだ観光資源の有効活用と東京スカイツリー開業による観光客の区内への誘導が強く求められる。 ・区外向けとともに、新たに転入してきた区民を中心に区民向けにも、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
74	江東区内の主要な観光・文化施設への 来場者数	千人	1,560 (20年度)	1,824	1,081				2,000	文化 観光課
75	観光情報HPへのアクセス件数	件	37,914 (20年度)	31,703	28,121				45,000	文化 観光課
76	観光ガイドの案内者数	人	1,216 (20年度)	2,169	3,532				2,000	文化 観光課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	206,830千円	173,514千円	216,891千円	210,302千円
事業費	138,827千円	110,279千円	147,280千円	141,723千円
人件費	68,003千円	63,235千円	69,611千円	68,579千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海地区を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれており、観光地としての魅力を十分に備えているが、その資源を十分に活かす体制が整っていない。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が、求められている。◆東京スカイツリー開業に伴う全国からの観光客に対し、本区の魅力を伝え、区内へ誘致することにより、地域経済の活性化を図り、また区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たな観光拠点を整備するとともに、現存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイド員などの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を生かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えられるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できる方向で施策に取り組む。◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高くない。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入の志向が高まることも期待される。◆東京ゲートブリッジ開通や東京スカイツリーの開業による、東京東部地域に対する関心の高まりや臨海部に多く来訪するインバウンド（外国人観光客）獲得などに対応するため、全区的な観光推進組織の設立・始動によって、地域経済の活性化に取り組む。</p>

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・施策目標の含意として、地元の盛り上がりこそが外部に対する魅力を引き立てるという考え方があることを考慮すると、観光ガイドの案内者数が急速に増加していることには、一定の成果があるものと評価するのが妥当と考える。
- ・施策コストが上がっている割には来客数やホームページへのアクセス数が減少しており、観光ガイド以外は成果が上がっているとは言い難い。現状の把握及び分析を的確に行い、斬新な戦略を進めていく必要があるのではないかと。
- ・区外を含めて周辺の動向を上手く捉えた取り組みを積極的に展開していることは評価できる。本施策における展望は明るく、南部地域における観光客が多く訪れていることから、さらなる施策の展開を期待する。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・地元の盛り上がりこそが外部に対する魅力を引き立てるという考え方に立てば、より幅広い集客コンテンツに着目、活用することができようが、実際には狭義のいわゆる「観光資源」に限定して施策が組み立てられている。旅をしたいという消費者ニーズを十分に捉えているとは言い難い。マーケティングが必要である。
- ・東京スカイツリーからの観光客を江東区に呼び込むため、都バスと連携し、一日乗車券を利用して砂町銀座等を巡るバスツアーを計画しており、これは社会状況によるニーズをうまく活用した事業である。一方、今後の観光行政のあり方として、東京スカイツリーの開業に伴う人の流れに期待するだけでなく、江東区内の観光資源を独創的にアピールする工夫をすべきである。
- ・江東区の観光イラストマップを開いてみたが、残念ながら行ってみようという気にさせるものではなかった。「江東区にはあれもこれもあるよ」といった具合に、案内に強弱がなく、主張したいポイントが伝わらない。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・東京都とはマップ作成や周遊バスの運行において有効な連携が取られているものと評価できる。
- ・江東区観光協会を一般社団法人として設立しようとしているが、あくまでもその手法が官主導であることが否定できない。設立当初から民間主導としておくべきであるし、そうでなければ新たな官依存団体を増やすことにしかならない。重要な問題である。

施策の総合評価(今後の方向性)

- ・成果は上がっていると考えてよい。但し、今後さらに成果を上げるためには軌道修正も必要である。それは、「文化財」に依存しないアプローチ、現在の素敵な文化を「文化財」にしてしまわないためのアプローチ等である。今後を期待したい。
- ・東京スカイツリー頼みでは地域に誇りと愛着は持ちづらい。「まちあるき」や「買い物」など、身近な活動が観光の主な目的との調査結果を踏まえ、これまで以上に神社仏閣や下町情緒を観光の柱とした施策を継続する必要がある。
- ・観光ガイドの熱い思いを活用して、眠っているかもしれない資源の発見やイベントなどの開拓をしてみてもどうか。
- ・観光客減の分析、見て楽しくなり、実際に行ってみようと思わせるようなホームページの作成は民間の斬新なアイデアが不可欠であろう。
- ・外国語の案内がない等、外国人、とりわけ中国人の受入れ体制の整備が遅れている。

その他(改善点等)

- ・区民自身に、江東区に対する誇りや愛着を高めてもらうべく、必要なマーケティング・アプローチに注力すべきである。
- ・若者の観光客を取りこむために、スマートフォン向けのガイド・マップを作成するというのも一つの案として、考えてはいいかがか。
- ・観光地、商業施設を經由する南北交通の整備を早期に行う必要がある。

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・観光振興については、観光推進プランのもと、区の役割、民間企業・団体の役割、区民の役割を明確にし、それぞれの力量が発揮できるような事業展開を図るとともに、(仮称)江東区観光協会の開設にあたっては、その目的や区との役割分担、費用対効果を十分検討する。
- ・観光施策の推進にあたっては、民間のノウハウを十分活用する。
- ・観光客のニーズ等に関する調査・分析を十分に行った上で、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。
- ・区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。

施策 22 健康づくりの推進

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康教育、健康相談等の充実	健康プラン21に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、注意を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 国では、健康増進法、食育基本法、がん対策基本法(19年4月)、自殺対策基本法・自殺総合対策大綱(19年6月策定)・地域自殺対策緊急強化交付金(21年6月制定)及び歯科口腔保健法(23年8月)を始め、医療制度改革関連法など健康に関する様々な分野における制度・仕組みづくりが行われ、環境は大きく変化した。 医療制度改革(20年度)の本格実施に伴い、健診体制の変更がなされた。 (24年3月)次期健康日本21の基本的な方向性が出され、「健康寿命の延伸」に加え、新たに「健康格差の縮小」が追加され、社会環境の整備及び改善が盛り込まれた。 (24年3月)第2次食育推進計画が出され、「周知」から「実践」を概念に生活習慣病の予防につながる食育など3つの重点課題が掲げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平均寿命が延びると予想されているため、高齢者が健康に暮らしていくうえで、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 南部地域では、子育てをする若年世帯の増加が想定され、子育て支援策はますます重要となる。 社会経済情勢の好転が見えない中、自殺者数は横ばいとなっており、自殺総合対策が重要な課題となる。 区民一人ひとりが、生活習慣病や精神疾患の知識・情報を十分に理解していることが必要となる。 これまでの個人や家族・家庭のみならず、学校・職場等の生活の場を加えた、地域コミュニティでの健康増進活動への支援が必要となる。 食の情報が氾濫する中、受け手側の正しい判断と選択能力が必要となる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区民健康意識調査(19年度)の結果、「健康は自分で守るものだ」という回答は9割を超え、前回調査(14年度)から引続き区民の関心は非常に高く推移している。 受動喫煙による健康被害への社会的関心が高まっている。 精神疾患者の増加により、精神保健相談の需要が増えている。 区内の自殺者数は、年間約100人前後で推移している。 (21年3月)江東区食育推進計画の浸透により、地域に出張する健康教育「食育応援講座」の要請が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族単位での支援とともに、家庭・学校・職場のみならず地域コミュニティを含め社会環境の整備が必要となる。 国の「がん対策推進基本計画(平成24年度～平成28年度)」に掲げられたがん検診の目標受診率5年以内に50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。 受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 うつ等精神疾患の増加に対し、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。 食に関する知識と理解を深めるための幅広い情報を多様な手段で提供することが必要である。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
77	自分は健康だと思う区民の割合	%	66.7	67.0	66.5				73	保健 予防課
78	運動習慣のある区民の割合	%	56.5	54.9	54.7				62	健康 推進課
79	ストレス解消法を持たない区民の割合	%	23.4	22.3	22.7				15.6	保健 予防課
80	この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	82.3	81.7	80.8				85	健康 推進課
81	バランス良い食生活を心がけている区民の割合	%	73.2	73.4	74.8				78	健康 推進課

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	3,953,811千円	3,535,521千円	3,818,169千円	3,641,690千円	
事業費	3,410,868千円	3,031,134千円	3,291,862千円	3,130,405千円	
人件費	542,943千円	504,387千円	526,307千円	511,285千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆健康づくりの環境の変化に対応し、がんの標準化死亡比が23区内で高いなど、区独自の健康課題を解消するために、積極的な施策の展開を図る必要がある。</p> <p>◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、受診方法の一層の効率化が求められている。</p> <p>◆がんによる死亡率減少のため、検診方法の充実及び多様ながん検診を実施することが課題である。</p> <p>◆自殺者数は横ばいとなっているが、こころの健康についての環境づくりを含め、総合的な自殺対策の充実が求められている。</p> <p>◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病の増加が予想される。一方、思春期女性を中心に若年層のやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活が維持が難しい。</p> <p>*標準化死亡比：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆国及び都の健康施策の動向を注視するとともに、区民に最も身近な区として「健康プラン21（後期5か年計画）」に掲げた5つの重点課題に基づき、関係所管及び関係団体との連携、事業協力を努め施策展開を図っていく。</p> <p>◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、平成24年度には、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取り組みを実施したが、今後も、利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。</p> <p>◆平成21年度より実施している女性特有のがん検診推進事業（平成23年度からは、がん検診推進事業に名称変更）を引き続き行う。</p> <p>◆平成22年度より実施している自殺総合対策・メンタルヘルス事業を引き続き行う。</p> <p>◆平成23年度より新たに前立腺がん検診を実施。</p> <p>◆平成24年度より新たに眼科検診を実施。</p> <p>◆平成24年度より胃がん・肺がん検診に電話申込制を導入するとともに、委託検診機関の拡充（複数化）を実施。</p> <p>◆平成25年度で終了する現計画「健康プラン21」については、これまでの実績の検証等評価を実施する。</p> <p>◆「健康プラン21」及び「食育推進計画」の改定等については、国や都の策定指針も参考に、これまでの実績の評価や反省を前提として、新たな視点で検討を行なう。</p> <p>◆「食育推進計画」の改定では、全ライフステージに応じて自ら取り組める食育の実践に向けた施策を検討する。</p>	

7 外部評価委員会による評価
平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価<<区の最終評価>>

- ・関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。
- ・「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。
- ・各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、今後とも利用者一部負担の検討を進める。
- ・区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス(流行監視)の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)の世界的流行が発生したが、想定していたより病原性が低く平成23年4月には季節性インフルエンザへ移行した。 学校での麻疹の流行、高齢者施設でのノロウイルス集団感染など、集団内での感染症のまん延が問題となっている。 結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ポリオ生ワクチン接種による副反応の発生から、導入が期待されていた不活化ポリオワクチンが平成24年9月に導入される。 犬の登録件数が増加した。 感染症を媒介する衛生害虫の生息域が拡大した。 医薬品の販売制度に関する薬事法の改正(平成21年6月)があった。 食品・環境営業施設の大規模化・複合化が進むとともに、南部地域を中心として施設が増加した。 小規模保育施設及び高齢者施設が増加した。 食肉の生食による食中毒が社会問題化した。(平成23年4月) 新型インフルエンザ特別措置法の制定により、新型インフルエンザ発生時に区が果たす役割がより明確となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザの発生が危惧されている。交通機関の発達等により、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生リスクが高まる。 非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。 接種義務を知らない飼い主の増加により狂犬病予防注射の接種率に影響が出る可能性がある。 生息域の拡大により衛生害虫が媒介する感染症のまん延が懸念される。 医薬品の適正な販売方法・購入方法が定着しないおそれがある。 食品・環境営業施設が引き続き増加する。 福祉施設におけるノロウイルス食中毒等の発生が懸念される。 食肉の生食に対する規制が強化されることが見込まれる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザの発生時の対応を検証した上での、健康危機管理対策の強化が求められている。 任意の予防接種へのさらなる公費助成や法定化が求められている。 食生活の多様化など生活環境の変化によりさまざまな区民の要望が出てくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザ(H1N1)対応経験により、手洗い、咳エチケット、うがい、マスク着用等による感染症予防策の必要性への認識が高まってきている。 これまで任意だった予防接種の法定化がほぼ確実となり、区の果たす役割がますます高まっていく。 食生活の安全確保や暮らしの衛生確保など区民生活に密接した分野の安全衛生対策の強化が求められている。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
82	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	69.1	69.4	72.1				70	保健 予防課
83	予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	94.5 (20年度)	96.8	98.2				95	保健 予防課
84	結核罹患率（人口10万人当たり）	人	24.9 (20年度)	24.3 (21年度)	22.6 (22年度)				18.9	保健 予防課
85	環境衛生営業施設への理化学検査の不 適率（※1）	%	3.2 (20年度)	4.1	3.3				4	生活 衛生課
86	食品検査における指導基準等不適率 （※2）	%	6.8 (20年度)	5.2	6.8				4	生活 衛生課

※1 区内の環境衛生営業施設（公衆浴場、プール、理・美容所等）に対して実施した、空気環境測定・水質検査の総検査項目数に占める不適項目数の割合を指標とする。

※2 区内の食品営業施設（飲食店、菓子製造業等）から収去した食品等に占める、東京都指導基準等に違反する検体の割合を指標とする。

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	1,446,600千円	1,409,049千円	1,560,599千円	1,778,427千円
事業費	1,005,953千円	999,257千円	1,096,344千円	1,296,787千円
人件費	440,647千円	409,792千円	464,255千円	481,640千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆新たな高病原性新型インフルエンザの発生、麻しんやノロウイルスの集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染予防策の周知をさらに図る必要がある。◆法定外の予防接種については、平成21年度に高齢者の肺炎球菌ワクチン、22年度には小児用ヒブワクチン、23年度には小児用肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を開始したが、さらなる助成拡大へのニーズが高まっている。いずれも、国の動向を注視していくことはもちろんであるが、法定予防接種である麻しんの接種漏れ者への対応等、地域の実情に応じた柔軟な対策が求められている。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新型インフルエンザ対策については、平成21年の発生に関する検証を踏まえ、新たな新型インフルエンザの発生を念頭に置き対応可能な体制を整備する。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努める。◆法定化されることがほぼ確実な予防接種については、国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効果的かつ効果的な監視指導及び肉の生食の危険性の周知など消費者への正しい知識の普及を図っていく。◆不活化ポリオワクチンを円滑に導入していく。

7 外部評価委員会による評価

平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》

・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。

・感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点から踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。

・法定外の予防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、引き続き自己負担の導入を進める。

施策 24 保健・医療施策の充実

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進</p>	<p>保健・医療施設の不足及び地域的偏在などを是正するため、人口の増加に伴う医療需要の増大が著しい南部地域において総合病院の整備に取り組むとともに、保健相談所の拡充を図ります。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、医師会や医療機関との連携を促進し、地域における保健・医療システムの整備に努めます。併せて、救急医療、産科・小児科医療及び休日・夜間診療などの充実に取り組みます。</p>
<p>②母子保健の充実</p>	<p>保健サービスの周知、個別支援、虐待予防、包括的なデータ管理、関係機関の連携強化等により、妊娠・出産・育児のリスクを減らし、疾病や障害を予防するシステムを構築します。また、新生児訪問を確実に実施するほか、乳幼児健診や発達に関する専門相談、母子の孤立防止へ向けた相談体制などの充実を図り、妊娠からの一貫した母子保健施策を推進します。</p>

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域の急速な開発に伴い人口が急増している。 全国的な傾向として、産科医、小児科医が不足している。 区内における分娩可能な有床診療所は4箇所しかなく、また、ハイリスク出産等に対応できる病院は存しない。 区部7つの二次医療圏のうち、10万人当たりの病床数は区東部が最下位である。 歯科保健推進事業の一環として、平成21年度より8020達成者表彰を開始した。 平成21年度からBCGを個別接種に変更したことにより、4ヶ月健診を2日制から1日制に変更し、健診回数が増え、受診しやすい体制にした。 平成23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口急増に比して不足する医療資源は、「女性と子どもにやさしい」総合病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。 乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域の人口の急増に見合った医療提供施設(病院等)の整備が求められている。特に若年世帯の流入により、周産期医療や小児医療への対応が求められている。 区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携の拠点病院である総合病院の新規開設は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めるとともに、医療ニーズの量から質への転換を促している。 今後とも医療相談窓口寄せられる相談内容の多様化が予想される。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
87	安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	63.2	68.1	67.7				70	健康 推進課
88	乳児（4か月児）健診受診率	%	96.7 (20年度)	92.9	92.6				98	保健 予防課

5 施策コストの状況					
	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算	
トータルコスト	3,850,694千円	3,742,629千円	3,766,338千円	3,746,376千円	
事業費	3,281,113千円	3,213,771千円	3,234,349千円	3,238,585千円	
人件費	569,581千円	528,858千円	531,989千円	507,791千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人昭和大学と事業協定を締結。22年12月に実施設計が終了し、23年6月に工事着工。 ・病院建築設計の内容等について、22年度に第三者評価を実施し、全体として合理的な計画との評価を得た。 ・豊洲5丁目地区で予定される他の工事との調整が必要（地元住民、東京都港湾局、区土木部、教育委員会他）。 ・22年6月に(仮称)昭和大学新豊洲病院整備運営協議会を設置。地域医療連携等を含め、引き続き、医師会等との協議や報告を行なっていく。 ・財政支援として、建設費の1/2について、23年度からの3ヵ年で補助金支出を予定（最大75億円）。23年度は25億円を支出。 <p>◆乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。</p> <p>◆新生児・産婦訪問指導事業については、エジンバラ産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義は大きい。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療及び小児医療をはじめ、二次救急医療の提供や災害拠点病院として、平成26年3月の開院を目指す。 ・地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。 <p>◆南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。</p> <p>◆医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。</p> <p>◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防等に取り組んでいく。</p>	

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

・成果を示す数値は改善しており、目標値に順調に近づいている。「施策を実現するための取り組み」の着実な推進によって施策目標の実現が期待できる。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・安心して高度医療にアクセスできる環境確保は、地域医療の大きな課題であり、区が最優先して対応すべき区民ニーズである。(仮称)昭和大学新豊洲病院整備は当該課題解決に向けた取り組みと評価できる。

・この大きなターニングポイントともいえる機会にこそ、一次医療や保健等、その他の関連ニーズへの対応についても総合的に取り組まれない。特に区には、既存の保健・医療資源のネットワーク化・仕組化という点で適切な役割を發揮することを期待する。

・南部地域を中心に人口が急増し、母子健康管理の需要は伸びている。その意味では、今後の方向を含め、母子関連対策が講じられており期待できる。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・(仮称)昭和大学新豊洲病院整備にあたって運営協議会に地域住民も参加するなどの点は評価できるが、施策評価シート及びヒアリングからは、総じて区・民間・区民等の役割は積極的に示されていない印象がある。新病院を核とした地域医療圏形成に、どのような役割分担で臨むのか、区のイニシアティブを期待したい。

・現在、区内にハイリスク出産対応の病院は存在しないが、近隣区間でのネットワークは構築されているとのことである。救急医療の提供は広域で考えるべきであり、その意味では、役割分担はできていると考えられる。

施策の総合評価(今後の方向性)

・今回の(仮称)昭和大学新豊洲病院整備を狭義の高度医療機能整備にとどめることなく、一次医療機関や保健所等との連携ネットワークづくりなど、区内の医療保健システムの全体再構築の機会と捉えていただきたい。南部地域だけでなく、区内全域において、このようなシステムが構築されることを望む。

・区内医療機関との協議を先導するとともに、庁内連携を並行して進め、「安全・安心」「ライフステージ等に応じた医療」を確保するためのガバナンスを確立する役割を積極的に担っていただきたい。

・母子保健については、虐待防止等について、保育施策との連携を十分に図られたい。

その他(改善点等)

・施策が目指す江東区の姿に「健康寿命の延長」という目的が明記されていなかったため、これは明確に記した方が良いのではないかと。

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・南部地域における総合病院の整備については、平成25年度中の開院に向け、引き続き関係機関と緊密に連携しながら事業を進める。

・総合病院整備にあたっては、一次医療機関や保健所等との連携ネットワークづくりなど、区内の医療保健システム再構築への取り組みを検討する。

・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や児童虐待予防等に取り組む。

施策 25 総合的な福祉の推進

1 施策が目指す江東区の姿

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み

①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に創設された介護保険制度は、18年度に予防重視型システムへの転換等の大きな改正が行われた。また21年4月と24年4月の介護報酬の改定により介護従事者の確保・処遇改善が図られた。区では、地域包括支援センターを18年度に4か所、21～23年度に1か所ずつ設置、在宅介護支援センターと連携し、包括的支援を行っている。 23年6月に「障害者虐待防止法」が制定され、24年10月の施行が予定されている。また、国では障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供等を内容とする「障害者総合支援法」の25年4月施行を目指し審議を進めている。 サービス内容については、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めた。 保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用することで、情報提供施設数も年々増加し、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。特に認証保育所の受審施設数が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 区では、団塊世代が高齢者となる平成26年に高齢者が10万人を超えると予測している。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者人口の急増に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 インターネット等の情報媒体が、区民の情報ツールとして活用され、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。 「障害者総合支援法」の施行に向けた事業や組織の対応が求められる。 24年の介護保険法等の一部改正により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた一層の連携・推進が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度導入時と比べると、施設サービス利用者は約2.4倍、居宅サービス利用者は約4.9倍となっているが、要介護状態の長期化・重度化が進み、区民からの施設サービスの利用希望が高まっている。また、家族介護者の負担の軽減、健康づくり、介護が必要にならないための支援への要望が非常に高く、ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりへの要望も高まっている。 障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。区民の生活環境やライフスタイルに合わせたサービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上がさらに求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口の急増に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。 障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 長引く景気低迷などの社会情勢によって、区民の生活環境は大きく変化し、特に保育行政は共働き世帯の増加により保育所入所希望者が増加するなどの大きな影響を受ける。また、引き続き大規模マンション開発により、保育需要も増加し続ける。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
89 保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	%	30.1	33.5	34.7				40	高齢者支援課
90 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	86.3 (21年9月)	85.6	85.0				84.6	介護保険課
91 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	人	2,001 (20年度)	2,236	2,263				2,553	福祉課
92 福祉サービス第三者評価受審施設数	施設	102 (20年度)	137 (21年度)	186 (22年度)				403	福祉課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	33,056,222千円	32,144,823千円	36,477,272千円	39,472,338千円
事業費	32,129,582千円	31,283,418千円	35,550,125千円	38,588,481千円
人件費	926,640千円	861,405千円	927,147千円	883,857千円

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、区内に13か所整備が完了しているが、24年3月末現在で入所待機者が2,048人となっている。◆介護老人保健施設は、区内に6か所整備が完了しているが、高齢者人口に対する整備率が1%未満なので、整備促進が求められる自治体となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、22年度に3か所、23年度に1か所開設した。◆高齢者の在宅生活を支援するため、自立生活に不安のある方を対象とした区内初の都市型軽費老人ホームを23年度に1施設、24年5月に1施設開設した。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、区内で初めての小規模多機能型居宅介護施設を22年度に3か所整備した。◆民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役を担っているが、臨海部を中心に民生委員の欠員が生じている。◆高齢者の身近な相談を在宅介護支援センター及び地域包括支援センターで実施しているが、両センター間の連携・協力体制を強化し、地域における包括的なケアマネジメントの専門性を高め、効果的な展開を図る必要がある。◆障害者が地域で安心安全に暮らせるよう、これまで在宅支援サービスの充実に努めたところであるが、家族の高齢化等に伴う需要により、入所・居住型施設の整備、充実に強く求められている。◆保育施設においては第三者評価制度の定期的な受審を推進し、継続的な情報提供に努める必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を計画的に整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に直結するため、計画的に進める必要がある。◆区内7か所目となる介護老人保健施設を24年度に整備し、区内14か所目となる特別養護老人ホームを25年度に整備するなど引き続き着実な整備を推進する。◆小規模多機能型居宅介護施設は、24年4月末現在3か所整備が完了しているが、24年6月に1か所開設し、25年度に1か所の整備を新たに計画している。◆新砂地区に保育園と介護（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、シルバーステイ）の複合施設を24年6月に開設する。◆要介護高齢者の在宅生活を支援するため、24年4月に新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、24年度中に区内での導入を図る。◆「地域包括ケアシステム」の実現に向け、関係者の連携の強化を図る。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者のサービスの改善・向上を図る。◆各種福祉サービスの情報は、民生委員と地域包括支援センタースタッフ等との人的ネットワークの強化と区及び各施設等サービス事業者のホームページ掲載情報の充実により、総合的かつスピーディな提供を行う。◆地域包括支援センターが地域における高齢者の相談、支援の中核として機能するよう関係機関との連携の強化を図っていく。◆障害者本人とその家族の高齢化を踏まえ、入所・居住型施設の整備を進めるとともに、25年4月施行の障害者総合支援法に基づく福祉サービスを推進する。サービスの対象となる障害者の範囲を見直す方向であり、これまでの経験を十分に生かせる関係部署間の連携を強化し、対象者のニーズに応じた細やかな事業展開を図る。

7 外部評価委員会による評価

平成25年度外部評価対象施策(予定)

8 二次評価《区の最終評価》

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。
- ・各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る。
- ・各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。
- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する。

施策 26

地域で支える福祉の充実

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)
 関係部長(課) 福祉部長(福祉課、介護保険課、
 障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、他世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、団塊世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。このため、平成17年6月に改正された介護保険法は、「明るく活力ある超高齢社会の構築」に向けて、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、①新予防給付と地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換②地域包括支援センターと地域密着サービスの創設による新たなサービス体系の確立を目指すものとなった。 ・要介護者の増加に伴う介護従事者の確保・拡充を図るため、平成21年4月、介護報酬3%アップの改定が行われた。また、介護職員処遇改善交付金制度が創設され、さらなる処遇改善が図られている。 ・平成18年には障害者自立支援法が施行され、平成20年には後期高齢者医療制度が創設されたが、両制度とも現在見直しが行われている。 ・平成24年度は、地域包括ケアシステムの基盤強化に向け、要介護高齢者の自立支援と医療ニーズへの対応に重点を置いた在宅・居住系サービスの提供等、医療機関と介護サービス事業者の連携促進のため、介護報酬改定が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域力の低下】団塊世代が65歳以上となる平成26年には江東区でも高齢者人口が10万人を超えると予測されている。こうしたなか、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「共助」「公助」の推進と連携がこれまで以上に重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「共助」機能の低下が懸念される。 【サービス供給が不安定に】今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ介護従事者不足のため、サービス供給が不安定になる可能性がある。 【団塊世代の地域社会ステージへの参入準備】団塊世代の高齢化、大量退職により、生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「共助」に積極的に取り組み活躍していくためのしくみづくりが必要となる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「高齢者の生活実態等に関する調査」(平成23年3月)より。</p> <p>①一般高齢者、介護予防対象者等に将来介護が必要になったときにどこで生活したいかを尋ねた設問では、一般高齢者で45.7%、在宅要介護者で65.3%、介護予防対象者で48.1%が「自宅」を望んでおり、他の入所施設、グループホームなどよりも生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多いことがわかる。</p> <p>②社会活動に関する事項では、現在「趣味の活動」17.8%「町会・自治会」14.7%「健康づくり・スポーツ活動」13.9%の活動者がいる一方で、「今後とも参加するつもりはない。」また無回答者を合わせると6割を超え、ボランティア活動においても地域活動を支える「高齢者の見守り」12.6%「高齢者の交流の場への支援」12.6%等の活動を希望する方がいる一方で、「取り組みたい活動はない。」とする無回答も25.7%存在する。</p> <p>③力を入れるべき高齢者施策として「家族介護者の負担軽減」47.2%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が42.9%と上位である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子や近親者による介護や家事援助を求めない傾向が一般化し、介護サービス需要がさらに大きくなる。 ・本区の特徴として、集合住宅に住む高齢者が多く、高層化やオートロックの普及などの住環境の変化によって、さらに外部からの見守りが困難となっていくため、地域コミュニティ機能の脆弱化とともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の「社会的孤立」状態から「孤独死」に至るケースが増加する。 ・地域密着型サービス、小規模多機能型施設の整備や平成24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護への要望が強くなっていく。 ・一方、上記の傾向に対する危機感も強まり広がって、ひとり暮らし高齢者の見守り体制構築への要請が増大する。 ・健康維持活動とともに趣味・娯楽追求型とは志向の異った社会参加型、社会貢献型生きがい創出に向けた施策の重要性が増す。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
93 生きがいを感じている高齢者の割合	%	70.6	67.3	63.7				80	高齢者 支援課
94 福祉ボランティアの登録者数	人	4,542 (20年度)	6,406	6,646				5,680	福祉課
95 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	%	29.0	29.0	30.3				40	高齢者 支援課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	2,108,281千円	1,897,111千円	1,339,531千円	1,389,361千円
事業費	1,865,540千円	1,670,789千円	1,122,782千円	1,170,949千円
人件費	242,741千円	226,322千円	216,749千円	218,412千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、老朽化した福祉会館等の改築・改修工事を順次行ってきたが、今後は、急速に増加するリタイアしたシニア層の志向に沿って、健康の維持増進活動の他、社会性のあるボランティア活動やNPO活動への参加を支援するサービスや地域拠点が求められる。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については「福祉のしごと相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延99名おり、一定の効果がでていいる。人材育成については、現在も地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施しているが、今後はより幅広い福祉人材を対象としたサービス向上・自己啓発に資する研修を行い、職員の定着に向けた取り組みを実施する必要がある。◆「みんなが支える人の輪づくり～地域ネットワークの整備」は地域の安心安全にとって大きな効果が期待できるが、近所づきあいの希薄なマンション居住者のライフスタイルや個人情報の取扱いへの過剰反応等が大きな阻害要因となっており、「自助」「共助」に対する住民の理解を高め、地域福祉の担い手として貢献できる仕組みづくりが求められている。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆公的な福祉サービスの充実・整備を図るとともに、地域における主体的な支え合いを進め、地域と行政の連携を強化する取り組みを行う。具体的には、①高齢者の生きがいづくりと能力開発の支援、②地域福祉の担い手を増やすための福祉人材の育成、③地域ネットワークの整備などを行っていく。◆生きがいづくりと能力開発の支援に関しては、より多くの高齢者が集えるような各種事業の実施、介護予防の取り組みを充実させていく。平成23年度に開設した児童・高齢者総合施設等において、高齢者をはじめ世代を超えた区民が集えるような各種交流事業を展開していく。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと相談・面接会」は東京都福祉人材センターの地域密着型面接会事業を活用して実施していることから、今後も同事業を注視していく。また、人材育成については、平成24年度から新たに東京都の包括補助事業を活用し、介護サービス事業所に勤務している介護職員向け研修の実施と就労希望有資格者向けの就労支援を実施することにより、地域で活動している福祉人材の育成と介護サービスの質の向上、地域の潜在的な有資格者の活用を目指していく。◆地域ネットワークの整備の一環である高齢者の見守りに関しては、①区が直接行う安否確認サービス②地域が主体となった見守り③民生委員、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、権利擁護センターなどが連携する地域における見守りネットワークの整備を進めるなど重層的な展開を図っていく。◆シニア世代が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築していく。

7 外部評価委員会による評価

施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・本施策の一義的な対象者である高齢者に対するアンケート結果「生きがいを感じている高齢者の割合」が高まっていない以上、成果が出ていると評価することはできない。
- ・地域における福祉ネットワークの構築を目指しているが、「しくみ」としてのその具体的イメージアップができておらず、「福祉ボランティアの登録者数」についても高齢者を対象とした活動の担い手の育成量について目標が定まっていないことが判明したことからも、本施策の成果を評価することはできない。
- ・本施策の目標は、地域におけるネットワークを構築することであり、その一部に見守り支援事業が含まれている。昨今増加している孤独死や社会的孤立を防ぐため、地域の中のマッピングにより、孤立している高齢者を見つけるといった取り組みについては評価できる。

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・社会活動に参加する意思のない、または調査に無回答の高齢者が6割を超える状況のもと、どのように区民ニーズを把握すべきか、また高齢者の生活実態を正確に把握すべきかについての問題意識が希薄なのではないかとの疑問がある。
- ・団塊の世代を地域福祉の担い手に誘う趣旨をもつ「後押し事業」が開催されていることについては、活動に意欲がある区民のニーズに対応しているとみることができる。ただし、その具体化がいまひとつ進んでいない。
- ・マンションエリアにおける共同体としてのつながりの弱体化に対応した施策を講じようとしていることは、社会状況に対応した取り組みを考えているものとして評価できる。ただし、その具体化がいまひとつ進んでいない。

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・区民が地域福祉の担い手として役割を果たすべきとの施策意図は強いが、アンケート結果からは活動意欲の高さが伝わってこない。したがって、活動意欲を高めるような施策を講じる必要があるもの、その具体的施策が見えていない。また、担い手としての自覚を育てようとするならば、子供のころからの教育を視野に入れて、長いスパンで考えるべきである。
- ・実際に支援が必要なケースについては、民生委員、権利擁護センターの担当者、区の担当者等がケース会議を開き、当事者にとって最も良い解決策を模索している。また、老人クラブへの支援といった民間団体への支援を行っていることから、連携が取れた取り組みを実施していると考えられる。

施策の総合評価(今後の方向性)

- ・担当所管は施策をよく理解し、実施すべきことは実施しているものとみることができるが、その効果が出ていると判断できるだけの状況にはない。これは、今後の地域福祉ネットワークや担い手育成等の「しくみ」の具体化ができていないためとみられる。具体化するためには担当が意識しているような、かつてあった「共助のしくみ」がどのような「しくみ」であったかを十分に研究し、そのどの部分が現代には通用せず、またどの部分は現代に通用するのかなどといった検討をすることが必要である。観念論で既存の事業を進めるだけでは成果は出ない。
- ・南部地域に出来たグランチャ東雲には、世代を越えた交流の場として大いに期待するとともに、今後、区内の他の地域においても同様の取り組みを期待したい。
- ・福祉人材の確保のための面談会を行い、就労に結びつけても、その後のフォローを行っていない。今年度から区として施策を行っていく方針のようであるが、福祉施設との密な連携が図れなければ実行は難しい。高齢者の生きがいづくり、健康づくりは箱ものを作るだけでは不十分で、誰もが日々の生活の中で個々の役割をもてるようにすることが必要だと考える。より具体的な、実践的な対策を柔軟発想で考案し、実施していただきたい。
- ・本施策と施策18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」との連携を望む。

その他(改善点等)

特になし

8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・児童・高齢者総合施設や老人福祉センター、福祉会館など関連施設については、各施設の役割、運営方針を明確にするとともに、効果的な事業実施や効率的な施設運営を検討する。
- ・福祉人材の確保については、人員不足の原因や人材の定着状況に関する分析、法改正等の動向把握を行い、これらを踏まえた上で効果的な事業のあり方を検討する。
- ・地域における福祉ネットワークについては、区として「共助」のあり方を検討しつつ、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。